

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29 - 関東 1 - 3  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成29年 6月14日  
 【会社名】 SBIホールディングス株式会社  
 【英訳名】 SBI Holdings, Inc.  
 【代表者の役職氏名】 代表取締役 執行役員社長 北尾 吉孝  
 【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目 6番 1号  
 【電話番号】 03 (6229) 0100 (代表)  
 【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員常務 森田 俊平  
 【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6番 1号  
 【電話番号】 03 (6229) 0100 (代表)  
 【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員常務 森田 俊平  
 【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債  
 【今回の売出金額】 300百万円  
 【発行登録書の内容】

提出日	平成29年 2月 9日
効力発生日	平成29年 2月17日
有効期限	平成31年 2月16日
発行登録番号	29 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 300,000百万円

## 【これまでの売出実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
29 - 関東 1 - 1	平成29年 3月15日	20,000百万円	-	-
29 - 関東 1 - 2	平成29年 5月18日	500百万円	-	-
実績合計額（円）		20,500百万円	減額総額（円）	なし

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 279,500百万円

（279,500百万円）

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段

（ ）書きは売出価額の総額の合計額）に基づき算出している。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項はありません。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	SBIホールディングス株式会社2019年6月28日満期早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）（以下「本社債」という。）
記名・無記名の別	無記名式
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額（円）	300百万円
各社債の金額（円）	100万円
売出価額の総額（円）	300百万円
利率（％）	<p>（1）初回利息期間に関して、適用利率は年率10.50パーセントである。かかる利息発生期間において本社債に関し利息金額は26,250円である。</p> <p>（2）2017年9月28日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息期間に関して、適用利率は、以下に定めるところにより、算定代理人によって決定される。</p> <p>（i）当該利息期間の終了する利払日（2017年9月28日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年3月28日、6月28日、9月28日及び12月28日をいい、当日が営業日ではない場合、営業日である翌日に繰り延べるものとし、また後記「2 売出しの条件、本社債のその他の主な要項、(4)利息及びその他の計算、(a)本社債の利息、(C)」の規定の繰延べにも従うが、いずれの場合においても関連する利息金額に対する調整は行われぬ。）の直前の評価日における終値が利息判定価格以上となる場合、適用利率は年率10.50パーセントである。かかる利息発生期間において本社債に関し利息金額は26,250円である。</p> <p>（ii）当該利息期間の終了する利払日の直前の評価日における終値が利息判定価格未満となる場合、適用利率は年率1.00パーセントである。かかる利息発生期間において本社債に関し利息金額は2,500円である。</p> <p>上記において、「利息判定価格」とは、当初現物価格の85.00パーセント（小数第3位を四捨五入して、小数第2位まで算出する。）をいう。</p>
償還期限	2019年6月28日、但し、当日が営業日ではない場合、営業日である翌日に繰り延べるものとし、また後記「2 売出しの条件、本社債のその他の主な要項、(4)利息及びその他の計算、(a)本社債の利息、(C)」の規定の繰延べにも従うが、いずれの場合においても関連する利息金額に対する調整は行われぬ（以下「満期日」という。）
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券（以下「売出人」という。）

（注）1．本社債には、SBIホールディングス株式会社（以下「発行会社」という。）の関係会社その他の者による保証は付されない。

2．本社債は、発行会社の2009年3月19日付ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づきユーロ市場で発行される。なお、本プログラムは2016年9月30日付で更新されている。本プログラムについて、2016年8月31日付にて株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）によりBBBの格付が付与されている。本発行登録追補書類提出日（2017年6月14日）現在、かかる格付の変更はされていない。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I：電話番号03 - 6273 - 7471

3. 本社債のその他の主要な要項については、下記「本社債のその他の主要な要項」を参照のこと。本項において別途定義されているものを除き、本項において用いられる用語は、下記「本社債のその他の主要な要項」において定義されたものと同一の意味を有する。

## 2【売出しの条件】

売出価格（円）	各社債の金額100円につき100円
申込期間	2017年6月14日から2017年6月27日まで
申込単位	額面100万円以上、100万円単位
申込証拠金（円）	なし
申込受付場所	売出人の本店及び日本国内の各支店等
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし

（注）1．本社債の発行日は2017年6月27日、日本における受渡期日は2017年6月28日である。

- 2．ユーロ市場で発行される本社債の券面総額は300百万円である。
- 3．本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。売出人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。当該外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同約款の規定に従い本社債の券面の交付は行われない。
- 4．本社債は、本プログラムに基づきユーロ市場においてSBI Securities (Hong Kong) Limited（以下「引受人」という。）により募集され、2017年6月27日に発行される。本社債は、ユーロ市場においてSBI Securities (Hong Kong) Limitedにより引き受けられる。本社債は、いかなる証券取引所にも上場されない。
- 5．本社債については合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づく登録はなされておらず、また今後登録がなされる予定もない。証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、米国内若しくはその属領において又は米国人（U.S.person）に対し、米国人の計算で若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は売付けを行ってはならない。本段落において使用されている用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。

### 本社債のその他の主な要項

本社債は、発行会社、財務代理人であるミズホ・トラスト・アンド・バンキング（ルクセンブルグ）エス・エイ及びその他の代理人との間の2016年9月30日付修正再表示財務代理人契約（その後の修正を含む。以下「本件財務代理人契約」という。）に従って及び本社債に関して2016年9月30日付けで作成された捺印証書（その後の修正を含む。以下「本件捺印証書」という。）の利益を享受するものとして発行される。本件財務代理人契約及び本件捺印証書の写しは、支払代理人の所定事務所において閲覧することができる。

以下は、本社債のその他の主な要項（以下「本社債要項」という。）である。

#### (1) 様式、額面及び所有権

本社債は、無記名式とし、確定社債券が発行される場合には、通し番号が付され、利札付で発行される。本社債及び利札の所有権は交付により移転する。管轄権を有する裁判所によって命令された場合又は法律により要求された場合を除き、本社債又は利札の保有者（以下に定義する。）は、その支払期限が過ぎているか否かに関わらず、また、その所有権、信託若しくは持分の通知、それに関する書面若しくはその盗難若しくは紛失に関する書面にかかわらず、あらゆる目的においてその絶対的な所有者とみなされ、またそのように取り扱うことができ、いかなる者も保有者をそのように取り扱ったことにつき責任を問われない。

本社債要項において、「社債権者」とは、本社債の持参人をいい、（社債又は利札に関して）「保有者」とは、本社債又は利札の持参人をいう。

本社債は、日本円建てで表示される。本社債の額面金額は、100万円であり、本社債の計算金額は、100万円である。

#### (2) 本社債の地位

本社債及び利札は、発行会社の無担保の債務（但し、下記(3)に服する。）を構成し、常に同順位であり、互いに優先されない。発行会社が本社債及び利札について負う支払義務は、適用のある法律が例外を定める場合及び下記(3)の場合を除き、発行会社が現在又は将来において負うその他の無担保且つ非劣後の債務及び金銭債務と常に少なくとも同順位である。

### (3) 担保設定制限条項

本社債のうち未償還のものがある間又は利札のうち未払いのものがある間は、発行会社は、現在又は将来の財産、資産又は収入の全部又は一部に対して( )関連債務又は( )関連債務に関する保証若しくは補償を担保するために、抵当権、先取特権、留置権、質権その他の担保権を設定せず又はそれらを残存させず、また、いかなる子会社についてもこれらの行為を行わせない。但し、同時又は事前に本社債及び利札について、かかる関連債務、保証若しくは補償の担保と同等の担保権が設定されているか若しくは存在する場合又は社債権者の特別決議によって承認されたその他の担保権が設定されている場合を除く。

(a)「関連債務」とは、(設定から1年を超える満期を有する)債券、ノート、社債、転換社債又はその他の有価証券の形式の、あるいはそれらにより表章若しくは証明される発行会社又はその他の者の債務で、いずれかの証券取引所若しくは店頭市場又はその他の証券市場において値付け、上場、取引若しくは売買がなされているか、企図されているか、あるいはこれらの行為が可能であるものをいう。

(b)「子会社」とは、現在又は将来において、議決権の50パーセント以上を、発行会社、1社若しくは複数の他の子会社、発行会社及び1社若しくは複数の他の子会社に所有される会社又は国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)により発行会社に支配されているとされるその他の会社をいう(「議決権」とは、当該会社の取締役、支配人又は受託者の選任のために株式又は持分に付与された投票権限をいい、不測の事態の発生を理由として当該権限を持つ発行済みの株式又は持分に付与される投票権限を含まない。))。

### (4) 利息及びその他の計算

#### (a) 本社債の利息

各本社債は、適用利率に相当する年率(百分率で表示される。)により、利息起算日から、その額面金額の残高に対して、利息を生じ、当該利息は、各利払日(2017年9月28日(同日を含む。))から満期日(同日を含む。)までの毎年3月28日、6月28日、9月28日及び12月28日をいい、当日が営業日ではない場合、営業日である翌日に繰り延べるものとし、また後記(C)の規定の繰延べにも従うが、いずれの場合においても関連する利息金額に対する調整は行われぬ。において後払いされる。支払われるべき利息の金額は、後記「(d) 計算」の項に従い、算定されるものとする。

(A) 初回利息期間に関して、適用利率は年率10.50パーセントである。かかる利息発生期間において本社債に関し利息金額は26,250円である。

(B) 2017年9月28日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息期間に関して、適用利率は、以下に定めるところにより、算定代理人によって決定される。

(i) 当該利息期間の終了する利払日の直前の評価日における終値が利息判定価格以上となる場合、適用利率は年率10.50パーセントである。かかる利息発生期間において本社債に関し利息金額は26,250円である。

(ii) 当該利息期間の終了する利払日の直前の評価日における終値が利息判定価格未満となる場合、適用利率は年率1.00パーセントである。かかる利息発生期間において本社債に関し利息金額は2,500円である。

上記において、「利息判定価格」とは、当初現物価格の85.00パーセント(小数第3位を四捨五入して、小数第2位まで算出する。)をいう。

(C) 市場障害事由を含むあらゆる理由により、ある評価日が関連する当初予定されていた利払日又は満期日(いずれか場合による。)の3営業日前の日以後の日まで繰り延べられた場合、当該利払日又は満期日(いずれか場合による。)は、当該利払日又は満期日(いずれか場合による。)に関して最後に生じた繰り延べられた評価日の3営業日後に当たる日まで繰り延べられるものとする。但し、いずれの場合においても、関連する利息金額に対する調整は行われぬ。

#### (b) 利息の発生

利息は、各本社債について、償還の期日をもって発生しなくなるものとする。但し、適宜な呈示にもかかわらず、支払が不当に留保又は拒絶された場合は、この限りではない。この場合、利息は、関連日(後記「(7) 課税」の項において定義する。)まで、本「(4) 利息及びその他の計算」の項において定める方法により、適用利率により発生し続けるものとする(判断の前後いずれにおいても)。

#### (c) 端数調整

(別段の定めがある場合を除き、)本社債要項に基づき必要とされる一切の計算の目的において、(x) 当該計算の結果のすべてのパーセントは、パーセント単位の10万分の1まで四捨五入され、(y) すべての数値は、7桁の有効桁数まで四捨五入され、また、(z) 支払われるべきすべての通貨建ての金額は、当該通貨の単位まで四捨五入されるが、円貨の場合はこの限りではなく、円単位で切り捨てられるものとする。かかる目的において、「単位」とは、当該通貨の国において法定支払手段として利用可能な当該通貨の最小金額をいう。

## (d)計算

いずれかの利息発生期間に関して、本社債につき計算金額当たり支払われるべき利息の金額は、当該利息発生期間に関する適用利率、計算金額及び日数調整係数の積に相当するものとする。但し、利息金額（又はその計算のための算式）が、当該利息発生期間に対して適用ある場合においては、この限りではなく、この場合、当該利息発生期間に関して、当該本社債につき計算金額当たり支払われるべき利息の金額は、当該利息金額に相当するものとする（又は当該算式に従い計算されるものとする。）。いずれかの利息期間が二以上の利息発生期間をもって構成される場合、当該利息発生期間について計算金額当たり支払われるべき利息の金額は、これら利息発生期間の各々について支払われるべき利息金額の総和であるものとする。利息が計算される必要があるその他の期間について、上記の規定が適用されるものとするが、日数調整係数は、利息が計算される必要がある期間に係るものとする。

## (e)適用利率、利息期間、最終償還金額、早期償還金額の算定及び公表

算定代理人が利率若しくは金額を計算し、気配を入手し、又は算定若しくは計算を行う必要がある日の実務上可能な限り速やかに、算定代理人は、関連する利息算定期間に関する当該利率を算定及び利息金額を計算し、最終償還金額及び早期償還金額を計算し、当該気配を入手し、又は当該算定若しくは計算を行い（いずれか場合による）、並びに各利息発生期間及び利払日に関する適用利率及び利息金額並びに、計算の必要がある場合においては、最終償還金額又は早期償還金額を、これらの算定の後可能な限り速やかに、但し、いかなる場合においても当該計算の後4営業日より遅くならず、財務代理人、発行会社、各支払代理人、本社債権者、当該情報の受領をもって追加の計算を行う本社債について選任された他の一切の算定代理人に対して、通知させるものとする。後記「(9)債務不履行事由」に基づき、本社債が支払われるべきものとなった場合、以上にかかわらず、本社債について支払われるべき経過利息及び適用利率は、本社債要項に従い、前記と同様に計算され続けるものとするが、かように計算された適用利率又は利息金額の公表は、行われる必要が一切ない。算定代理人によるいずれかの利率又は金額の算定、各気配の入手及び各算定又は計算は、（明白な誤りがない限り）すべての当事者に対して、終局的であり、かつ拘束力を有する。

## (f)定義

本社債要項において、文脈上別意に解すべき場合を除き、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「営業日」とは、ユーロ以外の通貨の場合、当該通貨にかかる主要な金融中心地において商業銀行及び外国為替市場が支払を決済する日（土曜日又は日曜日を除く。）をいう。

「日数調整係数」とは、一定の期間（当該期間の初日（同日を含む。）から最終日（同日を含まない。））（利息期間又は利息発生期間のいずれを構成するものであるかを問わない。）（以下「計算期間」という。）に関して、いずれかの本社債の利息の金額の計算について、以下の算式に基づき計算期間中の日数を360で除して算出される数値をいう。

$$\text{日数調整係数} = \frac{(360 \times (Y2 - Y1)) + (30 \times (M2 - M1)) + (D2 - D1)}{360}$$

上記における記号の意義は次のとおりである。

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数値で表示したものである。

「Y2」とは、計算期間の最終日の翌日が属する年を数値で表示したものである。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数値で表示したものである。

「M2」とは、計算期間の最終日の翌日が属する暦月を数値で表示したものである。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数値で表示したものである。但し、当該数値が31となる場合には、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最終日の翌暦日を数値で表示したものである。但し、当該数値が31であり、かつ、D1が29より大きい場合、D2は30とする。

「利息発生期間」とは、利息起算日（同日を含む。）に開始し、初回の利息期間日（同日を含まない。）に終了する期間及び、これに引き続くある利息期間日（同日を含む。）に開始し、翌利息期間日（同日を含まない。）に終了する各期間をいう。

「利息金額」とは、次に掲げるものをいう。

- (i) ある利息発生期間に関して、かかる利息発生期間に係る計算金額当たり支払われるべき利息の金額をいう。
- (ii) その他の利息期間に関して、かかる期間に係る計算金額当たり支払われるべき利息の金額をいう。

「利息起算日」とは、2017年6月28日をいう。

「利息期間」とは、利息起算日（同日を含む。）に開始し、初回の利払日（同日を含まない。）に終了する期間及び、これに引き続くある利払日（同日を含む。）に開始し、翌利払日（同日を含まない。）に終了する各期間をいう。

「利息期間日」とは、2017年9月28日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年3月28日、6月28日、9月28日及び12月28日をいう。

「適用利率」とは、本社債に関して随時支払われ、本書の規定に従い定められ、又は計算される利率をいう。

「指定通貨」とは、日本円をいう。

#### (g) 算定代理人

本書において、算定代理人に関する規定が置かれる場合であって、かつ、本社債が未償還である限りにおいて、発行会社は、いかなる時点においても、一以上の算定代理人が存在することを確保するものとする。本社債に関して、一よりも多い算定代理人が選任されている場合、本社債要項における算定代理人との用語は、本社債要項に基づきそのそれぞれの義務を履行する算定代理人と解されるものとする。算定代理人が算定代理人として行為することができない場合若しくは行為する意思がない場合又は算定代理人がある利息発生期間に係る適用利率の設定若しくは利息金額、最終償還金額若しくは早期償還金額（いずれか場合による）の計算若しくはその他の要件の遵守を適切に行うことを怠った場合、発行会社は、算定代理人によってなされるべき計算又は算定に最も密接に関連する銀行間市場（又は、適切な場合、金融市場、スワップ若しくは店頭指数オプションの市場）に従事する主要な銀行又は金融機関（ロンドンにおける本店又は当該市場に活発に従事する他の事務所を通じて行為する）を、同人に代わり算定代理人として行為する者として選任するものとする。算定代理人は、上記に定めるところにより後任者が選任されない限り、その職務を辞することができない。

#### (5) 償還及び買入れ

##### (a) 強制早期償還

本社債要項の規定により償還又は買入れ及び消却されていない限り、ある評価日（最終評価日を除く。）における終値が早期償還判定価格以上になった場合、各本社債は、早期償還日にその元本金額（100万円に相当する）で早期償還されるものとする。

##### (b) 最終償還

(A) 本社債要項の規定により償還又は買入れ及び消却されていない限り、ノックイン事由が発生しなかった場合、各本社債は、満期日（2019年6月28日をいい、但し、当日が営業日ではない場合、営業日である翌日に繰り延べるものとし、また前記「(4) 利息及びその他の計算、(a) 本社債の利息、(c)」の規定の繰延べにも従うが、いずれの場合においても関連する利息金額に対する調整は行われない。）にその元本金額（100万円に相当する）で償還されるものとする。

(B) 本社債要項の規定により償還又は買入れ及び消却されていない限り、ノックイン事由が生じた場合、次のとおりである。

- (i) 最終評価日における終値がその転換価格以上となる場合、各本社債は、満期日にその元本金額（100万円に相当する）で最終償還されるものとする。
- (ii) 最終評価日における終値がその転換価格未満となる場合、いずれも本社債要項に従い、発行会社は、各本社債に関して、関連する本社債者に対する受益証券口数の交付及び、適用がある場合、調整金額の支払を確保するものとする。以後、発行会社は、本社債に関して一切追加の債務を負わないものとする。

(c) 受益証券口数の交付

- (A) 以下の規定に従い、受益証券口数の交付及び調整金額の支払を受ける各本社債の保有者は、各本社債に関する受益証券口数の交付及び調整金額の支払に関する一切の本費用（発行会社支払税を除く。）を支払い、また発行会社が負担した一切の費用（発行会社支払税を除く。）を払い戻す必要があるものとする。
- (B) ある本社債に関する受益証券口数の交付及び調整金額の支払を受けるために、本社債権者は、最終評価日以後の営業日において、支払代理人の指定事務所に適式に記入済みの資産譲渡通知（以下「資産譲渡通知」という。）を交付しなければならない。資産譲渡通知は、支払代理人の指定事務所から入手することができる。
- 各資産譲渡通知は、本社債と併せて交付されなければならない。また、各資産譲渡通知については、以下に掲げるとおりとする。
- (i) 本社債権者の氏名・名称及び当該通知が関連する本社債の元本金額の総額を明記するものとする。
  - (ii) 当該通知の対象となっている本社債の口数及び当該本社債に関して払出しがなされるユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグ（いずれか場合による）の本社債権者の口座番号を明記しなければならない。
  - (iii) 受益証券口数の交付及び調整金額の支払いに関する一切の本費用（発行会社支払税を除く。）を支払い、また発行会社が負担したすべての本費用（発行会社支払税を除く。）を払戻す旨の約定を含む。
  - (iv) 交付されるべき受益証券口数及び支払われるべき調整金額に関する譲渡証書に記載される者の氏名・名称及び住所、交付されるべき受益証券口数に関する権原に係る関連する証書及びその他の文書が引き渡される銀行、証券業者その他の者の名称及び住所並びに調整金額が支払われる銀行口座番号を明記しなければならない。
  - (v) 発行会社が決済システムを通して受益証券口数を交付し、また調整金額を支払うことを決定した場合、受益証券口数の交付及び調整金額の支払に関する関連する決済システムの関連する口座を明記しなければならない。
- (C) 前記(B)に従った資産譲渡通知の交付は、本社債権者に代わって、受益証券口数に関連するすべての契約上の記録及び譲渡証書を締結するための発行会社の撤回不能の権限を構成するものとする。資産譲渡通知の対象となっている本社債に関する本費用（発行会社支払税を除く。）が何らかの理由により、前記(A)及び(B)に従って支払われていない場合、発行会社の承諾（かかる承諾は、発行会社の絶対的な裁量により付与、又は留保することができる。）を得て、資産譲渡通知の交付後又は受益証券口数の交付前（いずれか場合による）に可能な限り速やかに当該支払を実行することができるが、関連する本社債権者の作為又は不作為に関する発行会社その他の者の権利を害することはできない。
- (D) 資産譲渡通知を適切かつ完全に交付することを怠った場合、当該通知は、無効と取り扱われることがある。資産譲渡通知が上記の通り適切かつ完全に交付されたか否かの判断は、発行会社が行い、本社債の保有者に対し確定的かつ拘束力を有するものとする。
- (E) 本社債要項の規定に従って、本社債権者が資産譲渡通知に記載した銀行若しくは証券業者若しくはその他の者又は口座に対し、実務上可能な限り速やかに（遅くとも資産譲渡通知が交付された営業日（以下「通知日」という。）から5取引所営業日以内）、本社債権者の危険負担及び費用負担で、受益証券口数に関連する権原に係る証書又はその他の文書が交付され、また調整金額の支払が行われる。以上にかかわらず、未払の本費用（発行会社支払税を除く。）が通知日までに支払われていない、又は、未払の本費用（発行会社支払税を除く。）を通知日までに支払うことができなかつた限りにおいて、本社債権者が発行会社に対して未払の本費用（発行会社支払税を除く。）について釈明するまで当該交付及び支払は行われぬものとする。また、発行会社は、本社債権者その他の者をファンドの受益者名簿に登録受益者として登録する、又は、登録の手配を行う義務を一切負わないものとする。
- (F) 通知日又はそれ以後で本社債要項に従い当該資産譲渡通知が関連する受益証券口数の交付前のいずれかの日において、(i) 分配金又は受益証券に付されているその他の権利を設定する目的でファンドの受益者名簿が閉鎖されている場合、(ii) 受益証券に関して市場障害事由が発生した場合、(iii) 決済障害事由が発生し、かつ受益証券の交付日においても継続しているため本社債要項に定められている交付方法又は算定代理人が判断した商業的に合理的な方法による受益証券口数の交付が算定代理人の意見において実現可能ではない場合又は(iv) 受益証券の譲渡をファンドの受益者名簿に登録することができない場合、関連

する受益証券口数の交付は、当該受益者名簿の閉鎖が解除され、市場障害事由が終了し、決済障害事由が終了し、当該交付を実現することができるようになり、又は受益証券の譲渡が記録されるまで延期され、その旨の通知は、後記「(13)通知」に従って本社債権者に対し送付される。但し、(x) 決済障害事由が受益証券口数を構成する受益証券すべてではなく一部のみに影響を及ぼす場合、決済障害事由によって影響を受けない受益証券の交付日は、当初指定された交付日とし、また、(y) 発行会社は、その単独の裁量において、後記「(13)通知」に従って本社債権者に当該選択の通知が行われた日から5営業日目において関連する本社債権者に対し予定外終了時決済金額を支払うことにより、本規定に基づき受益証券口数を交付し、調整金額を支払う義務を履行することを選択することができる。

- (G) 権利落ちの受益証券が最初に証券取引所において取引される日が満期日以前である場合、発行会社は、受益証券口数を構成する受益証券に関して受領され、又は受領されるべき権利について本社債権者に説明する義務を負わない。算定代理人は(その単独のかつ絶対的な裁量において)、受益証券が当該権利落ちで証券取引所において最初に取引される日を決定する。
- (H) 発行会社が本社債要項に従って本社債権者に受益証券口数を交付した後、本社債権者(又は本社債権者が指示した者)が関連する受益証券口数の登録保有者としてファンドの受益者名簿に記載される時点まで(以下「介在期間」という。)は、発行会社又はその代理人若しくは名義人は、(i) 当該本社債権者若しくは当該受益証券口数のその後の実質的権利者に対して、当該受益証券口数の登録保有者としての資格において、発行会社又はその代理人若しくは名義人が受領した書簡、証書、通知、回状、分配金又はその他の一切の文書又は支払いを交付する義務を負わず、(ii) 関連する本社債権者の事前の書面による承諾なしに、介在期間中に当該受益証券口数に付されているすべての権利(議決権を含む。)を行使しないものとし(但し、発行会社又はその代理人若しくは名義人は、介在期間中に当該権利を行使する義務を負わないものとする。)、又は、(iii) 当該介在期間中に発行会社又はその代理人若しくは名義人が当該受益証券口数の法的な所有者として登録されたことによって、当該本社債権者又は関連する受益証券口数のその後の実質的権利者が被った一切の損失又は損害(直接的又は間接的かを問わない。)に関して、当該本社債権者又は当該受益証券口数のその後の実質的権利者に対し一切責任を負わないものとする。
- (I) 発行会社は、本社債権者に対して支払うべき調整金額から、又は交付されるべき受益証券口数から、それより前に本社債権者に対して支払われた調整金額から、若しくは交付された受益証券口数から控除されておらず、又は関連する本社債権者によって別途支払われておらず、算定代理人がその単独かつ絶対的な裁量により本社債に帰属すると判断するすべての本費用(発行会社支払税を除く。)を控除することができる。

(d) 税制上の理由による償還

本社債は、( )日本若しくはその政治的区分若しくは課税権限を有するその当局が適用する法令の変更若しくは改正又はかかる法令の適用若しくは公権的な解釈の変更の結果(これらの変更又は改正が、本社債を発行することについての合意がなされた日以降に効力を生じるものに限る。)、発行会社が下記(7)において規定又は参照される追加額を支払う義務を現在若しくは将来において負うこととなり、且つ( )かかる義務が、発行会社が講じることのできる合理的な措置を講じても避けることのできないものである場合、発行会社の選択により、いつでも、社債権者に対して60日前以降且つ30日前までの通知(かかる通知は撤回不能とする。)を行った上で、早期償還金額(上記(5)(a)に記載)により(償還について定められた日までに生じた利息を付して)、その全部(一部のみを償還することはできない。)を償還することができる。但し、かかる償還通知は、本社債についての支払いが当該時点において期日を迎えていたと仮定した場合に発行会社がかかる追加額を支払う義務を負っていたとされる最も早い日の90日より前の日に交付してはならない。本項に従って償還通知を発行するより前に、発行会社は財務代理人に対して、発行会社がかかる償還を実行する権限を有する旨を記載し且つ前記のとおり償還を行う発行会社の権利に係る前提条件が満たされていることを証明する事実が記載された発行会社の取締役2名の署名ある証明書並びにかかる変更又は修正の結果、発行会社が現在又は将来においてかかる追加額を支払う義務を負う旨の、定評ある外部の法律顧問、公認会計士又は税理士が作成した意見書を交付するものとする。

(e) 買入れ

発行会社及びその子会社は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本社債を買入れることができる。但し、本社債に関連する、期限未到来の利札がすべて、本社債に付されているか、本社債と共に提出されることを条件とする。

## (f) 消却

発行会社若しくはその子会社が買い入れたか、あるいは発行会社若しくはその子社を代理して買い入れられた本社債はすべて、すべての期限未到来の利札と共に、財務代理人に消却のために提出することができ、提出された場合においては、発行会社により償還された全ての本社債と共に（本社債に付されているか、本社債と共に提出される全ての期限未到来の利札と共に）、即時に消却される。消却のために提出された本社債は、これを再発行又は再販売することはできず、かかる本社債に関する発行会社の債務は弁済されたものとみなされる。

## (6) 支払い

## (a) 本社債

本社債の元本及び利息の支払いは、以下に従うことを条件として、本社債又は利札を呈示及び提出することと引換に行われ、支払代理人の合衆国外の所定営業所において、銀行宛に振り出された関連通貨で支払可能な小切手又は（保有者の選択により）銀行における当該通貨建ての口座への振込みによって行われる。本項における「銀行」は、当該通貨の主要な金融センターに所在する銀行をいう。

## (b) 法律に従った支払い

あらゆる場合において、支払いは全て、（ ）支払い場所において適用される法令及び指令に従うものとし（但し、この規定は下記(7)の規定を損なうものではない。）、且つ（ ）1986年米国内国歳入法第1471条(b)に定める合意に従って要求される源泉徴収若しくは控除又は1986年米国内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則若しくは合意、かかる条項の公的な解釈若しくはかかる条項に関する政府間の取り組みを施行する法律に従って課されるその他の源泉徴収若しくは控除に服する。かかる支払いについて社債権者又は利札所持人に対して手数料その他の経費が課されることはない。

## (c) 代理人の選任

発行会社が当初選任した財務代理人、支払代理人及び算定代理人並びにその所定営業所は以下に記載するとおりである。財務代理人、支払代理人及び算定代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、いかなる社債権者若しくは利札所持人のためにも、あるいはいかなる社債権者若しくは利札所持人との間でも、代理人若しくは信託の義務若しくは関係を引き受けるものではない。発行会社は随時、財務代理人、その他の支払代理人又は算定代理人の選任を変更又は終了する権限及び追加の若しくはその他の支払代理人を選任する権限を有する。但し、発行会社が常に（ ）財務代理人1名、（ ）（本社債要項によって要求される場合には、）1名若しくは複数の算定代理人及び（ ）欧州主要都市に最低1カ所の所定営業所を持つ複数の支払代理人、を維持することを条件とする。財務代理人、その他の支払代理人又は算定代理人の選任の変更又は所定営業所の変更についての通知は、社債権者に対して迅速に交付されるものとする。

## 財務代理人兼支払代理人

ミズホ・トラスト・アンド・バンキング(ルクセンブルグ) エス・エイ  
ルクセンブルグ大公国ミュンスバッハ L - 5365、リップマン・ガブリエル・ルー 1 B  
(MIZUHO TRUST & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.  
1B, Rue Gabriel Lippmann, L-5365 Munsbach, Grand-Duché de Luxembourg)

## 算定代理人

エスピーアイ・セキュリティーズ(香港) リミティッド  
香港、コンノートプレイス・セントラル8番エクスチェンヂスクエア・タワー2 4702-4703号室  
(SBI Securities (Hong Kong) Limited  
Suite 4702-4703, Two Exchange Square, 8 Connaught Place Central, Hong Kong)

## (d) 非営業日

本社債又は利札に関する支払いの日が営業日でない場合、その保有者は、翌営業日までその支払いを受けることができず、またかかる延期された支払いに関する利息その他の金額を受け取る権利を有しない。本項において、「営業日」とは、東京、香港及びロンドンにおける呈示の場所において銀行及び外国為替市場が営業している日（土曜日及び日曜日を除く。）及び銀行に開設している当該通貨建ての口座に送金する方法で支払いがなされる場合には、当該通貨国の主要金融センターにおいて当該通貨で外国為替取引が行われる日をいう。

## (7) 課税

源泉徴収税が課される場合、発行会社は、本社債要項に基づき支払われる金額を上乗せする義務はなく、本社債権者は、かかる源泉徴収税の控除後の純額を受け取る権利のみを有する。

本社債要項において使用される、本社債又は利札に関する「関連日」とは、その支払期日が最初に到来した日又は（支払われるべき金員のうちいかなる金額についても不当に留保又は拒絶された場合には）残存している金額が全額支払われた日若しくは（これより早い場合には）本社債要項に従って本社債又は利札を再度呈示すれば支払いが行われるという旨の通知が社債権者に対して適式に交付されてから7日が経過した日（但し、かかる呈示をなした時点で実際に支払いが行われることを条件とする。）をいう。本社債要項において、（ ）「元本」は、本社債について支払われる一切の追加額、満期償還金額、早期償還金額及び上記(5)又は変更若しくは補足後の(5)に従って支払われる元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、（ ）「利息」は、一切の利息額及び上記(4)又は変更若しくは補足後の(4)に従って支払われるその他一切の金額を含むものとみなされ、（ ）「元本又は利息」は、本項により支払われる追加額を含むものとみなされる。

#### (8) 時効

本社債及び利札の支払いに関する発行会社に対する請求権は、それぞれの関連日から元本については10年以内又は利息については5年以内に請求がなされない限り、時効により無効となるものとする。

#### (9) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（以下「債務不履行事由」という。）が発生し、かかる債務不履行事由が継続している場合、本社債の保有者は、財務代理人の所定営業所に宛てて、当該本社債についての支払いが直ちに行われるべきである旨を記した書面による通知を送付することができる。この場合、かかる債務不履行事由が、財務代理人がかかる通知を受領する前に治癒されない限り、本社債の早期償還金額及び支払いの日までに発生した利息（該当する場合）について直ちに支払期限が到来するものとする。

##### (a) 不払い

本社債のいずれかについて、その利息又は元本の支払期日において支払いが14日を超えて（利息の場合）又は7日を超えて（元本の場合）行われなかった場合

##### (b) その他の義務の違反

発行会社が本社債に関する他の一又は複数の義務の履行を怠り又は遵守しない場合で、かかる不履行が、治癒不能であるか又は社債権者が財務代理人の所定営業所に宛てて当該不履行の通知を行ってから30日以内に治癒されない場合

##### (c) クロスデフォルト

以下のいずれかに該当する場合

(A) 発行会社又は主要子会社（以下に定義する。）が借入若しくは資金調達を行った金員に関する現在若しくは将来におけるその他のいずれかの債務で、その未払いの元本総額が5,000,000米ドル若しくはその相当額（本項が適用される日において主要銀行が提示する米ドルに対する当該通貨の直物相場の仲値に基づく。）以上の債務が、債務不履行若しくは潜在的な債務不履行、債務不履行事由への該当又はこれらに類する事実（名称の如何を問わない。）を根拠としてその所定の満期より前に支払期日を迎えた場合（又はかかる支払期日の到来を宣言され得る状態になった場合）

(B) かかる債務のいずれかについて、支払期日が到来しているにもかかわらず支払いがなされないか又は適用される当初の支払猶予期間中に支払いがなされない場合

(C) 発行会社又は主要子会社のいずれかが、借入若しくは資金調達を行った金員に関する現在若しくは将来の保証若しくはかかる金員に関する補償に基づいて自身が支払うべき金額で、その未払いの元本総額が5,000,000米ドル若しくはその相当額（本項が適用される日において主要銀行が提示する米ドルに対する当該通貨の直物相場の仲値に基づく。）以上の金額を、支払期日が到来しているにもかかわらず支払わない場合

##### (d) 強制執行手続

発行会社又はいずれかの主要子会社の財産、資産又は収益のいずれかの部分が差押、仮差押え、強制執行その他の法的措置の対象となり、それが90日以内に取下げ又は停止されない場合

##### (e) 担保権の実行

発行会社若しくは主要子会社が設定若しくは承継した現在若しくは将来の抵当権、担保権、質権、リーエン又はその他の負担が実行できる状態となり、実行するための措置が取られた場合（所有権の取得又は管財人若しくはその他類似の者の任命を含む。）

## (f) 支払不能

発行会社又は主要子会社が、(破産法(平成16年法律第75号。その後の修正を含む。以下「破産法」という。))上又はその他の適用のある倒産法上の意味において)支払不能若しくは破産となり(又は法律若しくは裁判所によりかかる状態であるとみなされた若しくはみなされる可能性がある場合を含む。))又は債務の支払いができず、自己の債務の全部若しくは重要な一部(若しくは特定の形式の債務)の支払いを中止し、支払いを停止し又は中止し若しくは停止のおそれがあり、かかる債権の関連債権者と若しくはその利益のために一括譲渡若しくは示談若しくは和解を提案し若しくは行い又は発行会社若しくは主要子会社の債務の全部若しくは一部(若しくは特定の形式の債務)に関して若しくはそれらに影響を及ぼす支払猶予が合意され若しくは宣言された場合

## (g) 清算又は解散

発行会社若しくはいずれかの主要子会社が清算若しくは解散する旨の有効な決議が可決された場合若しくは管轄権を有する裁判所による命令が下された場合又は発行会社若しくはいずれかの主要子会社が自己の事業の遂行を中止した場合。但し、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。( )その条件が社債権者集会の特別決議により事前に承認されている合併若しくは組織再編のため若しくはそれに従い及びその後に発生した場合、( )それに基づき存続する事業体若しくはその結果設立された事業体が本社債、利札、本件財務代理人契約及び本件捺印証書に基づく発行会社の債務すべてを承継する、発行会社に関連する合併若しくは組織再編のため若しくはそれに従い及びその後に発生した場合又は( )主要子会社の(x)合併若しくは組織再編のため若しくはそれに従った及びその後に発生した、支払能力ある清算若しくは支払能力ある解散で、それによりかかる主要子会社の業務、事業及び資産の全部若しくは実質的に全部が発行会社若しくは発行会社のその他の子会社に移転し若しくはその他の方法で付与される場合又は(y)主要子会社の任意の清算若しくは解散で、発行会社又は発行会社のその他の子会社に帰属せしめられるべき余剰資産がかかる主要子会社に存在し、かかる余剰資産が発行会社又はかかる子会社に分配される場合

## (h) 破産等

発行会社又は主要子会社について、破産法、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の修正を含む。以下「民事再生法」という。)、会社更生法(平成14年法律第154号。その後の修正を含む。以下「会社更生法」という。)、会社法(平成17年法律第86号。その後の修正を含む。以下「会社法」という。))その他これに類する日本若しくはその他の法域の法律に基づいて手続きが開始された場合で、当該手続きが60日以内に取下げ又は停止されない場合、発行会社若しくは主要子会社が破産法、民事再生法、会社更生法、会社法その他これに類する日本若しくはその他の法域の法律に基づいて自己に関連する手続きを開始し若しくはそれに同意した場合又は発行会社若しくは主要子会社がその破産若しくは支払不能又はその財産の全部若しくは一部についての管財人、清算人、受託者又は譲受人の選任に同意又は黙諾した場合

「主要子会社」とは、発行会社の子会社であり、( )直近の連結財務諸表について使用されたかかる子会社の監査済み非連結財務諸表(又はかかる子会社自体が子会社を有する場合、監査済み連結財務諸表)に示されるその売上高又は営業収益の総額が、かかる連結財務諸表に示される発行会社及びその子会社の売上高又は営業収益の総額の10%以上であるか又は( )直近の連結財務諸表について使用されたかかる子会社の、監査済み非連結財務諸表(又は、かかる子会社自体が子会社を有している場合、監査済み連結財務諸表)に示されるその総資産が、かかる連結財務諸表に示される発行会社及びその連結子会社の総資産の10%以上であるものをいう。発行会社の意見として、ある子会社が主要子会社である旨又は主要子会社ではない旨記載した発行会社の2名の取締役が署名した証明書は、明白な誤りがない場合、最終的なものであり、発行会社、社債権者及び利札保有者を拘束するものとする。

「連結財務諸表」とは、IFRSに従って作成された発行会社及びその連結子会社の監査済み連結財務諸表をいう。

## (10) 社債権者集会及び変更

## (a) 社債権者集会

本件財務代理人契約は、本社債要項の変更に関する特別決議による承認(本件財務代理人契約に定義される。)を含め、本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するための社債権者集会を招集する際の規定を定めている。かかる集会は、当該時点で未償還の本社債の額面金額の10%以上を保有する本社債権者により招集される。特別決議を審議するために招集される集会の定足数は、当該時点で未償還の本社債の額面金額の過半数を保有する者又は保有者を代理する者2名以上とする。また、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を保有する者又は保有者を代理する者2名以上を定足数とする。但し、かかる集会の議事に、( )本社債の満期日若しくは償還日又は本社債に関する利息若しくは利息額の支払いの日の変更、( )本社債の額面金額又は償還について支払われる追加額の減額又は取消、( )本社債に関する利率の引き下げ、本社債に関する利率若しくは利息の額を算定する方

法若しくは基準又は利息額を算定する基準の変更、( )満期償還金額若しくは早期償還金額の算定方法又は算定基準の変更、( )本社債の支払通貨又は額面金額に関する通貨の変更又は( )本社債権者の集会において必要とされる定足数又は特別決議を可決するために必要とされる過半数に関する規定の変更(この場合に必要とされる定足数は、当該時点で未償還の本社債の額面金額の75%以上(延期集会においては25%以上)を保有する者又は保有者を代理する者2名以上とする。)、に関する議案が含まれる場合はこの限りではない。適宜に可決されたあらゆる特別決議は、本社債権者及びすべての利札所持人に対して拘束力を有する(当該決議が可決された集会に本人が出席していたか否かに関わらない。)

(b) 本件財務代理人契約の変更

発行会社は、本件財務代理人契約の変更、不履行若しくは申告された不履行又は不遵守についての宥恕若しくは容認について、かかる行為が本社債権者にとって不利にならないと合理的に判断する場合に限り、これらを認めるものとする。

(11) 本社債及び利札の交換

本社債又は利札が紛失、盗難、損傷、汚損又は毀損した場合、適用法令及び証券取引所又はその他の関連当局の規則に従うことを条件として、発行会社が随時その目的で指定し、本社債権者に通知するところに従い、財務代理人又はその他の支払代理人の所定営業所において、請求者がそれに関して発生した手数料及び費用を支払うことにより、また、証拠、担保及び補償その他発行会社が要求する事項に関する条件(紛失、盗難又は毀損したとされている本社債又は利札がその後支払いのために呈示された場合には、発行会社の要請により発行会社がかかる本社債又は利札について支払うべき金額が支払われる旨規定することができる。)において、本社債又は利札を交換することができる。損傷又は汚損された本社債又は利札については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(12) 追加発行

発行会社は随時、本社債権者又は利札所持人の同意なくして、本社債と同様の要項(なお、当該要項における「発行日」は、本社債の初回発行日を指す。)が適用される追加の社債を設定及び発行ことができ、かかる追加発行された社債は、本社債と統合され、本社債とともに単一のシリーズを構成し、本社債要項中の「本社債」という語はそれによって解釈されるものとする。

(13) 通知

本社債の保有者に対する通知は、ロンドンにおいて一般に頒布されている日刊紙(フィナンシャル・タイムズとなる予定)に掲載することにより、有効になされたものとされる。かかる掲載を行うことが実務上困難な場合、ヨーロッパにおいて一般に頒布されている別の主要な英字日刊紙に掲載することにより、有効に通知がなされたものとされる。かかる通知はすべて、当該掲載日又は複数回若しくは異なる日付において掲載された場合には、上記に従って最初に掲載が行われた日付においてなされたものとみなされる。

利札所持人は、あらゆる目的において、本項に従ってなされた本社債の保有者に対する通知の内容を知らされているものとみなされる。

(14) 準拠法及び管轄裁判所

(a) 準拠法

本社債、利札及びこれらに起因又は関連して生じる契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

(b) 管轄裁判所

本社債又は利札に起因又は関連して生じるあらゆる紛争(これらに起因又は関連して生ずる契約上の義務以外の義務に関するものを含む。)の解決は、英国の裁判所の管轄に服するものとし、従って、本社債又は利札に起因又は関連して生じるあらゆる法的措置又は手続き(これらに起因又は関連して生ずる契約上の義務以外の義務に関するものを含む。)(以下「手続き」という。)は、同裁判所に対して提起できる。発行会社は英国の裁判所の裁判管轄権に服することに取消不能の形で同意し、裁判籍を根拠として又は手続きが不便な法廷地で提起されたことを根拠としてかかる裁判所における手続きに対する異議申立てを行う権利を放棄する。かかる服従は本社債及び利札の各保有者の利益のためになされるものであり、かかる者のいずれかが管轄権を有するその他の裁判所において手続きを行う権利に影響を及ぼすものではなく、また、一つ又は複数の法域において手続きを行ったことにより、(同時に行うか否かを問わず)別の法域で手続きを行うことが妨げられるものではない。

(c) 令状の送達

発行会社は、現在英国ロンドン EC4M 7AU 30 オールド・ベイリー ミズホ・ハウスに所在する株式会社みずほ銀行ロンドン支店のロンドンにおける事務所を、発行会社のために、また発行会社に代わって英国における手続きに関する令状の送達を受けるその英国における代理人として、取消不能の形で選任する。かかる送達は、それが発行会社に転送され、発行会社により受領されたかに関わらず、かかる送達受領代理人に交付された時点で完了したものとみなされる。かかる送達受領代理人が何らかの理由により送達受領代理人として行為することができなくなった場合又はロンドンに住所を有さなくなった場合、発行会社は、速やかに代替りの送達受領代理人を選任することに取消不能の形で同意し、また発行会社は上記(13)に従って直ちにかかる選任について本社債権者に通知する。いかなる規定も、法律により許容される方法により令状を送達する権利に影響を及ぼすものではない。

(15) 調整条項

(a) 潜在的調整事由

- (A) ファンドによる潜在的調整事由の条項の宣言の後、算定代理人は、その単独かつ絶対的な裁量において、当該潜在的調整事由が受益証券の理論価額に希薄化又は凝縮化をもたらすかを判断するものとし、また、かかる効果をもたらすようであれば、次に掲げることを行う。
- (i) 算定代理人がその単独かつ絶対的な裁量においてかかる希薄化又は凝縮化に対応するために適切であると判断する調整(もしあれば)を一又は複数の受益証券及び/若しくは受益証券口数及び/若しくは調整金額並びに/又は本社債要項の他の条件に対して行う。
- (ii) かかる調整の効力発生日を決定する。算定代理人は、当該潜在的調整事由に関して、オプション取引所又は先物取引所において取引されている受益証券のオプション又は先物に対し、オプション取引所又は先物取引所が行った調整を参照して適切な調整を行うことを決定することができるが、かかる義務を負うものではない。
- (B) 算定代理人による当該調整を行った場合、算定代理人は、前記「(13)通知」に従い、本社債権者に対し、実務上可能な限り速やかに、受益証券及び/又は受益証券口数及び/調整金額及び/又は本社債要項の他の条件に対する調整並びに潜在的調整事由の概略を記載した通知を送付するものとし、当該調整は、算定代理人によって決定された日に効力を生じる。

(b) 特別事由

- (A) 特別事由が発生したと算定代理人判断した場合、算定代理人は、その単独かつ絶対的な裁量において、特別事由の発生を斟酌し、本社債の条件を変更すべきか否かを決定することができ、変更すべきであると決定した場合、本社債の条件に対する当該変更が行われ、また、当該変更は、算定代理人がその単独かつ絶対的な裁量において決定した日に効力を生じる。
- (B) また、上記の一般性を損なうことなく、算定代理人は、次に掲げるいずれかを行うものとする。
- (i) 特別事由が受益証券(募集者又は第三者のいずれの受益証券であるかを問わない。)(以下「新受益証券」という。)のみの募集を伴う(又は、受益証券の保有者の選択により、新受益証券のみによって構成され得る)ものである場合、当該特別事由の完了により受益証券の保有者が権利を有することになる新受益証券(以下「代替受益証券」という。)の口数を決定する。
- (ii) 特別事由が(x)現金及び/又は新受益証券以外の有価証券又は資産(以下「現金対価」という。 )又は(y)現金対価及び新受益証券の募集を伴うものである場合、当該特別事由の完了により受益証券の保有者が権利を有することになる現金対価及び/又は新受益証券(以下「代替資産」という。)の金額及び/又は口数を決定する。
- (C) 終値を決定する際、算定代理人は、特別事由の関連する効力発生日における関連する代替受益証券又は関連する代替資産(いずれか場合による)の最良の見積り価額を終値として採用する。
- (D) その代わりに、発行会社は、前記「(13)通知」に従い、本社債権者に通知することにより、すべて(一部のみは不可)の本社債を償還することができる。本社債が本項に従って償還される場合、発行会社は、各本社債に関し、予定外終了時決済金額に相当する金額を本社債権者に対して支払わせるよう仕向ける。支払いは、場合に応じて、本社債権者に通知される方法及び日時に行われる。

(c) 特別ファンド事由

- (A) 特別ファンド事由が発生したと算定代理人判断した場合、算定代理人は、その単独かつ絶対的な裁量において、特別ファンド事由の発生を斟酌し、本社債の条件を変更すべきか否かを決定することができ、変

更すべきであると決定した場合、本社債の条件に当該変更が行われるものとし、また、当該変更は、算定代理人が自身の単独かつ絶対の裁量において決定した日に効力を生じるものとする。

- (B) また、上記の一般性を損なうことなく、算定代理人は、次に掲げるもののいずれも行うことができる。
- (i) 投資者がこれにより償還することができるファンドの受益証券(その口数は、当該特別ファンド事由が発生した後、合理的に実務上可能な限り速やかに算定代理人自身の単独かつ絶対の裁量において決定する。)の加重平均価格を決定する。
  - (ii) 特別ファンド事由が発生した日の後14暦日以内の期間中、算定代理人の判断において、類似の投資目的、投資制限及び投資プロセスを含むこれらに限られないファンドと類似の性質を有し、また算定代理人が受諾できる業務提供者を有すると判断した代替ファンドの投資証券、受益証券又はその他の類似の持分をもって関連する受益証券に代替させる合理的な努力を払う。
  - (iii) 上記(ii)に基づき代替ファンドを決定することができない場合は、ファンドを算定代理人がその単独かつ絶対の裁量において選定した指数(又は当該指数に連動するファンド)と交換する合理的な努力を払う。
  - (iv) 上記の(i)又は(ii)による代替(以下「代替」という。)が行われた後、その単独かつ絶対の裁量において、当該代替を斟酌した上で適切と判断する本社債要項の条項を変更する。
- (C) その代わりに、発行会社は、前記「(13)通知」に従い、本社債権者に通知することにより、すべて(一部のみは不可)の本社債を償還することができる。本社債が本項に従って償還される場合、発行会社は、各本社債に関し、予定外終了時決済金額に相当する金額を本社債権者に対して支払わせるよう仕向ける。支払は、場合に応じて、本社債権者に通知される方法及び日時に行われる。

#### (d)調整及び決定の通知

発行会社は、前記「(13)通知」に従い、前記「(a)潜在的調整事由」、「(b)特別事由」又は「(c)特別ファンド事由」に基づき行った一切の決定及び/又は調整(いずれか場合による)に関し、実務上可能な限り速やかに本社債権者に通知する。

#### (e)違法性

いずれかの政府機関若しくは政府権能、行政機関若しくは行政権能、立法機関若しくは立法権能若しくは司法機関若しくは司法権能の適用ある現在若しくは将来における法律、規則、規制、判決、命令若しくは指示又はこれらの解釈を遵守する結果、発行会社が、本社債又は本社債に基づく発行会社の債務をヘッジするためなされる取決めに基づく債務の履行の全部又は一部を履行することが、何らかの理由により、違法となり、又は違法になると判断した場合、発行会社は、前記「(13)通知」に従い、本社債権者に通知することにより、当該通知に記載した時点において、本社債のすべて(一部のみは不可)を予定外終了時決済金額により償還することができる。

#### (f)追加障害事由

- (A) 追加障害事由が発生した場合、発行会社は、その単独かつ絶対的な裁量において、次に掲げる行為のいずれかを行うことができる。
- (i) 算定代理人に対し、その単独かつ絶対的な裁量において、追加障害事由に対する措置をとるべく受益証券及び/若しくは受益証券口数並びに/又は本社債要項の他の条件に行う適切な調整(もしあれば)を決定すること並びにかかる調整の効力発生日を決定するよう要求すること。
  - (ii) 前記「(13)通知」に従い、本社債権者に通知することにより、当該通知に記載した時点において、本社債のすべて(一部のみは不可)を予定外終了時決済金額で償還すること。
- (B) 流動性の欠如による受渡不履行が発生した場合、発行会社は、その単独かつ絶対的な裁量において、前記(A)(i)及び(A)(ii)に定める措置に加えて、次に掲げる行為のいずれかを行うことができる。
- (i) 本社債要項の他のすべての規定に従い、対象受益証券ではない受益証券を前記「(5)償還及び買入れ、(c)受益証券口数の交付」に従い交付すること。
  - (ii) 対象受益証券に関して、現物決済の代わりに、本社債要項の他の規定にかかわらず、発行会社自身の単独の裁量において、前記「(13)通知」に従い本社債権者に対し当該選択の通知が送付された日の5営業日後において、予定外終了時決済金額で本社債を償還することにより、関連する本社債に関する発行会社の義務の履行を選択すること。
- (C) 追加障害事由が発生した場合、発行会社は、前記「(13)通知」に従い、実務上可能な限り速やかに本社債権者に対し、追加障害事由が発生した旨、場合によっては、その詳細及びそれらに関してとられる予定の措置を記載した通知を送付するものとする。

(g) 受益証券価格の訂正

受益証券の価格を参照して計算される本社債に基づく支払又は交付に係る期日の3取引所営業日前の日より後に公表された訂正を除き、いずれか任意の日に公表され、本社債に基づく算定を行うために算定代理人によって使用され、又は使用される受益証券の価格がその後訂正され、また訂正が当初の公表の受益証券訂正期間に相当する日数内に証券取引所によって公表された場合、使用されるべき価格は、かかる訂正が行われた受益証券の価格とする。受益証券の価格を参照して計算される本社債に基づく支払又は交付の期日の3取引所営業日前の日より後に公表された訂正は、支払われ、又は交付される予定の金額を決定する目的上、算定代理人によって斟酌されない。

(h) 拘束力のある計算

算定代理人による算定の目的において付与、表示、作成又は取得されるあらゆる証書、通信、意見、決定、計算、気配及び意思決定は、明白な誤りがない限り、発行会社、支払代理人及び本社債権者に対する拘束力を有するものとし、また、明白な誤りがない限り、本社債権者に対するいかなる債務も、これらの規定に基づく算定代理人の権能、職務及び裁量の行使に関連して算定代理人に生じさせることはないものとする。疑義を避けるため付言すると、本社債要項における計算代理人との記述は、すべて算定代理人に置き換えられるものとする。

(16) 用語の定義

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「受益証券実口数」とは、各本社債に関して、100万円を受益証券の転換価格をもって除したものに相当する受益証券の数量をいい、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで算出する。

「追加障害事由」とは、法令改正、ヘッジ障害、ヘッジ費用増加、流動性の欠如による受渡不履行、類似事由、通貨事由、不可抗力事由又は違法性事由をいう。

「調整金額」とは、(a) 受益証券実口数から受益証券口数を引いた差と(b) 最終評価日における関連する終値の積である日本円建ての金額をいう。

「類似事由」とは、算定代理人によって決定される追加障害事由のいずれかに類似する事由をいう。

「法令改正」とは、約定日以後、(a) 適用法令(税法を含むがこれに限られない。)の採用若しくは変更により、又は(b) 適用法令の公布若しくは管轄法域の裁判所、審判所若しくは規制機関による解釈の変更(税務当局による措置を含む。)により、算定代理人がその単独かつ絶対の裁量において、(A) 受益証券若しくは受益証券に関連するヘッジ・ポジションを保有、取得若しくは処分することが違法、不可能又は実現不能となり、又は関連するヘッジ・ポジションを維持するためには大幅に増加した費用を負担することになり、又は(B) 発行会社若しくはその関連会社が受益証券に関する空売りをを行うことを制限され、又は借り入れた受益証券を返還しなければならないと判断した場合(いずれの場合も上記の(a)又は(b)の結果による範囲内において)をいう。

「決済システム」とは、受益証券に関する取引を決済するために慣習的に使用される国内の主要決済システムをいう。

「決済システム日」とは、ある決済システムに関して、当該決済システムが決済指図の受付け及び執行を行っている(又は、決済システムが関連する有価証券の譲渡を執行することができなくなる結果となるような事由の発生がなかったと仮定すれば、これらを行っているであろう)日をいう。

いずれかの日における「終値」とは、前記「(15)調整条項、(a)潜在的調整事由」、「(15)調整条項、(b)特別事由」若しくは「(15)調整条項、(c)特別ファンド事由」に従った調整又は資本組入れ、新株予約権割当て、配当若しくはその他これらに類するものを反映するための調整に従い、算定代理人によって決定されるかかる日の証券取引所の評価時における受益証券の価格をいう。

「転換価格」とは、当初現物価格の100.00パーセントをいい、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで算出する。

「通貨事由」とは、算定代理人の判断において、約定日以後、(a) 発行会社又はその関連会社のいずれかがいずれかの政府等の適用法、規則、規制、判決、命令、指令若しくは決定の採用又は変更などにより、受益証券又は(本社債

に基づく発行会社の債務をヘッジする目的の) 受益証券に関連するオプション契約若しくは先物契約若しくはその他のヘッジ取決めの表示通貨(以下「現地通貨」という。)を日本円に転換すること、若しくは現地通貨若しくは受益証券若しくは受益証券に関連するオプション契約若しくは先物契約が取引されている国の外の日本円建ての資金を交換又は本国送金すること又は(b) 算定代理人が本社債に基づく支払いを行うために現地通貨を日本円に交換する相場若しくは(算定代理人の判断による) 商業上合理的な相場を決定することが実現不可能、違法又は不可能になることをいう。

「算定代理人」とは、SBI Securities (Hong Kong) Limited又は本社債に関して選任された後継の算定代理人をいう。

「障害日」とは、証券取引所若しくはいずれかの関連取引所が通常の立会時間中に取引を行うことができない、又は市場障害事由が発生した予定取引日をいう。

「早期終了」とは、証券取引所又はいずれかの関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の終了をいう。但し、(a) 当該取引所営業日における証券取引所若しくは関連取引所の通常の立会の実際の終了時刻又は(b) 当該取引所営業日において評価時刻に執行されるための証券取引所若しくは関連取引所のシステムへの注文の発注期限のいずれか早い方の少なくとも1時間前までに当該早期終了時刻が証券取引所又は関連取引所によって公表された場合は、この限りではない。

「早期償還日」とは、各利払日(満期日である最終の利払日を除く。)をいう。

「取引所営業日」とは、証券取引所及び関連する関連取引所が通常の立会時間中に取引を行う予定取引日をいい、証券取引所又は当該関連取引所がその予定終了時刻前に閉鎖されたとしてもこれにかかわらない。

「取引所障害」とは、(算定代理人が判断するところにより) 市場参加者一般が(a) 証券取引所において受益証券の取引を行う、若しくは受益証券の市場価額を取得する、又は(b) いずれかの関連取引所において受益証券に関連する先物契約若しくはオプション契約の取引を行う、若しくはこれらの市場価額を取得する能力を阻害又は損なう事由(早期終了を除く。)をいう。

「本費用」とは、本社債費用及び一切の関連費用をいう。

「特別事由」とは、最終評価日以前のいずれかの時点で以下のいずれかの事由が発生したことをいう。

- (a) 他の団体又は人に対するすべての発行済受益証券の譲渡又は撤回不能の譲渡約束に至る受益証券の再編又は変更。
- (b) 他の団体又は人とのファンドの新設合併、併合、吸収合併又は拘束力のある受益証券の交換(ファンドが存続主体となり、かつ、すべての発行済受益証券の再編又は変更という結果に至るファンドの統合、合併若しくは拘束力のある受益証券の交換を除く。)
- (c) 政府機関若しくは自主規制機関への届出又は算定代理人に関連するとみなすその他の情報に基づき、算定代理人が決定するところにより、すべての受益証券(当該他の団体又は者が保有又は支配している受益証券を除く。)が譲渡され、又は撤回不能の譲渡契約が締結される結果に至る発行済み議決権付き受益証券の50パーセント超を買い付け、又はその他取得するための他の団体又は者による買収提案、公開買付け、交換申込、勧誘、提案又はその他の事由。
- (d) すべての受益証券又はファンドのすべての若しくは実質的にすべての資産が国有化、接収又はその他の方法によりいずれかの政府機関、政府当局、政府団体又はこれらの系列機関に譲渡されなければならない場合。
- (e) これを理由に(i) すべての受益証券が管財人、清算人又はその他の類似の官憲に譲渡されなければならないくなり、又は(ii) 受益証券の保有者が受益証券を譲渡することを法的に禁止されることになる任意又は強制的な清算、破産、支払不能、解散、整理又はファンドに影響を及ぼす類似の事由。
- (f) 証券取引所がその規則に基づき、何らかの理由により受益証券が証券取引所における上場、取引又は公の気配を停止されることになったことを公表し、かつ直ちに証券取引所と同一の国(又は証券取引所が欧州連合内にある場合は、欧州連合の加盟国)に存在する取引所又は相場表示システムにおいて再度上場、再度取引又は再度公に気配されない場合(受益証券が直ちに当該取引所又は相場表示システムにおいて再度上場、再度取引又は再度公に気配されることになった場合は、当該取引所又は相場表示システムが証券取引所になるものとみなされるものとする。)

「特別ファンド事由」とは、算定代理人の判断において、発行日以後のいずれかの時点でファンドに関して以下のいずれかの事由が発生したことをいう。

- (a) ファンド又はいずれかのファンドのサービス提供会社が(A) 解散し、又は解散、整理、正式な清算(新設合併、併合又は吸収合併に基づくものを除く。)のための決議が採択された場合、(B) 自身の債権者の利益のために一括譲渡、又は私議を行った場合、(C) (i) その設立地がある法域又はその本社若しくは主たる事務所がある法域において、ファンド若しくはいずれかのファンドのサービス提供会社に対する破産、再生若しくは規制に関する主たる管轄を有する規制当局、監督当局又は類似の官憲による破産法若しくは倒産法若しくは債権者の権利に影響を及ぼすその他の類似の法律に基づき、ファンド若しくはいずれかのファンドのサービス提供会社に対する倒産若しくは破産若しくはその他の救済措置の判決を求める手続きを開始し、又は開始した場合、若しくはファンド若しくはいずれかのファンドのサービス提供会社若しくは当該規制当局、監督当局又は類似の官憲によってその整理若しくは清算の申立てが行われた場合若しくは(ii) 破産法若しくは倒産法若しくは債権者の権利に影響を及ぼすその他の類似の法律に基づくファンド若しくはいずれかのファンドのサービス提供会社に関する倒産若しくは破産又はその他の救済措置の判決を求める手続きを開始した場合若しくはその清算の申立てが行われた場合で、かつ当該手続き若しくは申立てが上記(C)(i)に記載されていない者又は団体によって開始され、若しくは行われる場合であって、(x)倒産若しくは破産の判決が下され、若しくは救済のための命令が登録され、若しくは清算に関する命令が下され、若しくは(y)いずれの場合も手続開始若しくは申立ての日から15日以内に棄却、廃止、延期又は中止されなかった場合、(D) ファンド又はいずれかのファンドのサービス提供会社又はその全部若しくは実質的に全部の資産に関して、管財人、仮清算人、管理者、受託者、保管者又はその他の類似の官憲の選任を求め、若しくはかかる選任に従った場合、(E) 担保権者にファンド若しくはいずれかのファンドのサービス提供会社の資産の全部若しくは実質的に全部を保有させた場合、若しくはファンド若しくはいずれかのファンドのサービス提供会社の資産の全部若しくは実質的に全部に対し、差押え、強制執行、仮差押え、押収若しくはその他の法的手続きを実行、執行若しくは申し立てさせた場合で、かつ、いずれの場合も当該担保権者が保有を維持し、若しくはかかる手続き後15日以内に当該手続が棄却、廃止、延期又は中止されなかった場合、又は、(F) いずれかの法域の適用法に基づき、上記の(A)から(E)に定めるいずれかの事由に類似する影響を及ぼす事由が発生させ、若しくはかかる事由に服する場合。
- (b) 当該手続が(算定代理人の判断において)本社債に関するヘッジ提供会社のヘッジ業務に関連する権利又は義務に悪影響を及ぼす場合において、ファンド、いずれかのファンドのサービス提供会社又はかかる団体の重要人物に対する捜査、司法手続、行政手続又はその他の民事手続若しくは刑事手続きが開始された場合。
- (c) 発行日現在においてファンド文書に記載されている(どのように記載されているかは問わない。)役割を果たすファンドのサービス提供会社又はその他の代理人若しくは団体がファンドに関連する当該資格における行為を行わなくなり、かつ算定代理人にとって許容され得ることのできる後任が直ちに選任されない場合。
- (d) (A) ファンド文書に記載されているファンドの投資目的、投資制限又は投資手続(どのように記載されているかは問わない。)が修正された場合(当該変更が形式的、実質的ではない、又は技術的な性質のものである場合を除く。)又は、(B) ファンドの投資対象である資産の種類が大幅に変更された場合(ファンド文書に記載されている投資目的、投資制限又は投資手続(どのように記載されているかは問わない。)からの大幅な乖離を含むが、これらに限られない。)
- (e) ファンドに関する重大な変更(ファンド文書の修正を含むがこれに限られない。)若しくは受益証券1口当たり純資産価格の計算又は公表の周期の変更が行われた場合又は、算定代理人の判断において、ファンド若しくはファンドの投資者に悪影響を及ぼし、若しくは及ぼすことがある事由が発生した場合(いずれの場合も(単独で又はファンドによって発行される他の受益証券と共に)受益証券若しくはファンド又は受益証券が関連する資産ポートフォリオに影響を及ぼすことのない修正又は事由を除く。))。
- (f) 算定代理人が合理的に要求したファンドの投資ポートフォリオに関する情報をファンドのサービス提供会社が合理的な期間内に算定代理人に提供しなかった場合。
- (g) (A) 算定代理人の判断において、算定代理人が関連する受益証券の価額を算定することが不可能又は実現不可とならしめる受益証券に影響を及ぼす事由が発生した場合及び/又は(B) ファンド又はその授權代表者が(i) ファンドが算定代理人若しくはヘッジ提供会社に交付すること若しくは交付する手配をとることに合意した情報また(ii) ファンド若しくはその授權代表者の通常の慣例に従い、ヘッジ提供会社若しくは算定代理人(該当する場合)にこれより前に交付されており、かつヘッジ提供会社がファンドの投資ガイドライン、資産配分方法又は関連する受益証券に関するその他の類似の方針を遵守しているかを監視するために同社又は算定代理人(該当する場合)にとって必要であるとみなす情報を交付することを怠り、又は交付する手配を行うことを怠った場合。
- (h) (A) ファンド若しくはファンドのサービス提供会社の、若しくはこれら関連する行為の全部又は一部が政府機関、行政機関、立法機関若しくは司法機関又はこれら権能の現在若しくは将来の法律、規制、判決、命令若しくは指令又はその解釈の結果非合法、違法となり、又はその他の方法により禁止された場合、(B) ファンド又

はファンドのサービス提供会社に関して、関連する承認又は許可が管轄機関によって撤回され、又は見直しの対象となっている場合、(C) 管轄機関によりファンドが受益証券を償還することを要求された場合及び/又は(D) 管轄機関、ファンド又はその他の該当する法的主体によって、本社債に関連するヘッジ取決めに關して保有している受益証券を処分し、又は強制償還することを要求された場合。

- (i) (A) 何らかの理由によりファンドが受益証券の取得申込又は償還請求の不執行又は一部のみの執行(疑義を避けるために付言すると、会計監査が完了するまでファンドによる一部のみの執行の場合を含む。)の場合であって、ヘッジ提供会社の単独の判断において、当該不執行又は一部のみの執行が本社債に関連する同社のヘッジ活動に関連するヘッジ提供会社の権利義務に対して悪影響を及ぼす可能性がある場合、(B) ファンド文書に定めるところにより、ファンドがその受益証券の譲渡を停止又は拒否した場合、(C) ファンドが関連する法域の法律に基づく投資信託でなくなった場合(該当する場合)、(D) ファンド文書に定めるところにより、ファンドがその受益証券の償還を停止又は拒否した場合(ファンドが受益証券の償還又は譲渡を延期又は拒否することを認める償還制限、繰延べ、停止又はその他の類似の規定を適用する場合を含む。)、(E) ファンド文書に定めるところにより、ファンドが発行会社又はヘッジ提供会社による受益証券の償還若しくは取得申込みに關し、その全部若しくは一部に対して、制限(現物償還を含むがこれに限定されない。)、手数料又は報酬を課した場合又は既に支払われた受益証券の償還金を払い戻させる権利を行使した場合であって、いずれの場合も、ヘッジ提供会社の単独の判断において、本社債に関連するヘッジ活動に関連するヘッジ提供会社の権利義務に悪影響を及ぼす可能性がある場合、(F) いずれかの時点で何らかの理由により、ファンドが一若しくは複数の受益証券保有者に対し受益証券の強制償還(全部又は一部)を行った場合又は(G) 発行会社、ヘッジ提供会社又はこれらの関連会社がファンド又はファンドのサービス提供会社によって、何らかの理由により、受益証券を償還するよう要求された場合。
- (j) ファンドを清算する提案がなされた場合、ファンドが存続することを止める場合又は算定代理人の判断において、受益証券の価額に重大な影響を及ぼす可能性があるファンド若しくはファンドのサービス提供会社に対する訴訟が行われた場合。
- (k) 受益証券の表示通貨がファンド文書に規定される通貨から変更され、これにより各受益証券の価格がもはや約定日における通貨と同一の通貨建てでは計算されなくなった場合。
- (l) ファンドに關係し、又はファンドを監督している一又は複数の重要人物がその資格における業務を行わなくなり、かつ関連するファンドのサービス提供会社がかかる重要人物の資格と類似の資格を有する後任者を選任しない場合。
- (m) ファンドが新たなクラス又はシリーズの受益証券を発行した(ファンド文書にどのように記載されているかは問わない。)後、算定代理人が当該新たなクラス又はシリーズの受益証券が本社債に関連するヘッジ提供会社のヘッジ業務に悪影響を及し、又はその可能性があるとして判断した場合。

「流動性の欠如による受渡不履行」とは、算定代理人の判断において、市場における受益証券の流動性の欠如により、受益証券口数を構成する受益証券(以下「対象受益証券」という。)の一部又は全部を引き渡すことが不可能又は実現不能である場合をいう。

「最終評価日」とは、満期日である利払日の直前の評価日をいう。

「不可抗力事由」とは、(a) 政府等又はその他の行為(市場障害事由を除く。)、法律、規則、規制、判決、命令、指令、解釈、指示又は重大な立法上若しくは行政上の介入、又は(b) 内戦、混乱、軍事行動、争議、政治的暴動、あらゆる種類のテロ行為、騒乱、デモ及び/若しくは抗議、又はその他のあらゆる発行会社の支配の及ばない金融若しくは経済的理由若しくはその他のあらゆる原因若しくは障害又は(c) 現地通貨が使用されている法域における発行会社及び/若しくはその関連会社のすべての若しくは実質的にすべての資産を収奪する政府等による収用、没収、要求、国有化又はその他の措置により約定日以後、本社債に基づく発行会社の債務の履行が妨げられ、又は大幅に妨害され、又は遅延したことをいう。

「ファンド文書」とは、ファンドに關し、設立文書及び準拠文書、取得契約並びに受益証券に関する要項を記載したファンドのその他の契約(随時変更される。)をいう。

「ファンドのサービス提供会社」とは、ファンドに關し、ファンドに直接的又は間接的に業務(ファンド文書に記載されているか否かを問わない。)を提供するために選任される者(投資顧問会社又は投資運用会社、ファンド・アドバイザー、ファンド管理事務代行会社、オペレーター、管理会社、保管受託銀行、保管会社、副保管会社、プライム・ブローカー、管理事務代行会社、受託会社、登録事務及び名義書換代行会社、所在地事務代行会社を含む。)をいう。

「政府等」とは、国又は政府、その州又はその他の地方公共団体、政府の執行機能、立法機能、司法機能、規制機能又は行政機能を行行使する部局、機関又は省、税務当局、金融当局、外国為替当局又はその他の機関、裁判所、審判所若しくは機関及びその他の団体をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、個別に、若しくはポートフォリオを基準として、本社債に関連し、及び/若しくは本社債に係るエクスポージャー及び/若しくはリスクをヘッジするため、発行会社及び/又はヘッジ提供会社による一又は複数の(a) 有価証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、(b) 貸株取引又は(c) その他の商品又は契約(どのように記載されているかは問わない。)の買付け、売付け、締結又は維持をいう。

「ヘッジ提供会社」とは、随時本社債に関する発行会社の債務をヘッジする当事者(とりわけ、発行会社、算定代理人、関連会社又は第三者)をいい、また、当該債務を実際にヘッジする当該当事者がいない場合は、当該債務をヘッジするような取引を行うとみなされる仮説上の投資者をいうものとする。ヘッジ提供会社は、同社(又は仮説上の投資者の場合は、算定代理人)が本社債に基づくエクスポージャーのヘッジとして慎重な発行者が保有するであろうとみなされる口数の受益証券を保有し、若しくは保有するとみなされ、又は当該口数の受益証券の買付け、若しくは交付に関する契約を締結し、若しくは締結するとみなされ、又はそのパフォーマンスに連動する金額を支払う。

「ヘッジ障害」とは、発行会社及び/若しくはヘッジ提供会社並びに/又はこれらのいずれかの関連会社が合理的な商業上の努力を払った後、(a) 受益証券に関連する価格リスク又はその他の関連する価格リスク(本社債を発行し、かつ本社債に関するその債務を履行する発行会社の為替リスクを含むがこれらに限られない。)をヘッジするために必要とみなす取引又は資産を取得、構築、再構築、交換、維持、清算又は処分することができず、又は(b) 当該取引の手取金若しくは資産を自由に換金、回収、送金、受領、本国送金又は譲渡することができないことをいう。

「ヘッジ費用増加」とは、発行会社及び/若しくはヘッジ提供会社並びに/又はこれらのいずれかの関連会社が(a) 本社債を発行し、及び本社債に関する発行会社の債務を履行する発行会社の市場リスク(受益証券に関連する価格リスク、為替リスク及び金利リスクを含むがこれらに限られない。)をヘッジするために必要とみなす取引又は資産を取得、構築、再構築、交換、維持、清算又は処分するため、又は(b) 当該取引の手取金若しくは資産を自由に換金、回収又は送金するために(約定日に存在する状況と比較して)大幅に増加した金額の公租公課、費用又は手数料(売買委託手数料を除く。)を負担することという。但し、発行会社及び/若しくはヘッジ提供会社並びに/又はこれらのいずれかの関連会社の信用力の低下のみによる大幅な増加は、ヘッジ費用増加とはみなされない。

「当初現物価格」とは、2017年6月28日における終値をいう。

「発行会社支払税」とは、本社債要項に基づき受益証券口数(もしあれば)が交付される日以前に発行会社に対し課され、又は発行会社によって支払われる租税等をいうものとし、また、当該日より後に発行会社に対し課され、又は課されることが知らされる租税等を除く。

「違法性事由」とは、約定日以後、発行会社が本社債に基づく発行会社の債務を履行するため、又は本社債に関連するヘッジ取決めに關し、発行会社及び/若しくはヘッジ提供会社又はそのいずれかの関連会社が受益証券又は受益証券に関連するオプション契約若しくは先物契約を買付け、売付け、保有又はその他の方法により取引すること(又は将来これらを継続すること)(個別に又はポートフォリオを基準として、本社債をヘッジするための発行会社及び/若しくはヘッジ提供会社並びに/又はこれらのいずれかの関連会社による一若しくは複数の有価証券ポジション、為替ポジション、貸株取引、デリバティブ・ポジション、又はその他の商品若しくは取決め(どのように記載されているかは問わない。)の買付け、売付け、締結又は保有を含むがこれらに限られない。)が実現不能、違法又は不可能になったこと、又はこれらを行うための費用が(算定代理人の絶対的判断において、)政府等又はその他の現存又は将来の法律、規則、規制、判決、命令、解釈、指令又は指示の制限又は制約に基づき大幅に増加したことをいう。

「ノックイン事由」とは、利息起算日(同日を含む。)から最終評価日(同日を含む。)までの期間中の障害日ではないいずれかの予定取引日において、終値がノックイン価格未満となることをいう。

「ノックイン価格」とは、当初現物価格の70.00パーセントをいい、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで算出する。

「早期償還判定価格」とは、当初現物価格の110.00パーセントをいい、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで算出する。

「市場障害事由」とは、関連する評価時刻までの1時間以内のいずれかの時点で(a)取引障害、(b)取引所障害(いずれの場合も、算定代理人がその単独かつ絶対の裁量において重大であると判断したもの)が発生若しくは存在した場合、又は(c)早期終了の場合をいう。

「本社債費用」とは、算定代理人がその単独かつ絶対の裁量において決定するところにより、すべての租税等及び費用(本社債の償還及び/又は本社債の条件による本社債に関連する受益証券口数(該当する場合)の交付若しくは譲渡により生じ、又はこれらに関連する一切の適用ある預託手数料、取引手数料又は行使手数料を含む。)をいう。

「受益証券口数」とは、各本社債に関して、受益証券実口数以下であり、受益証券に関して証券取引所によって指定された最低取引単位の最大の整数倍に相当する受益証券の口数をいう。

「評価日」とは、各利払日の5予定取引日前の日をいい、また、当該日が予定取引日でない場合は、当該日は、予定取引日である直後の日まで繰り延べられるものとする。但し、算定代理人がその単独かつ絶対の裁量において、ある評価日が障害日であると判断した場合は、関連する評価日は、障害日ではないその後の最初の予定取引日まで延期されるものとする。但し、障害日でなかったなら当該評価日であったはずの当初の日の直後の各8予定取引日がすべて障害日である場合はこの限りではなく、この場合(A)かかる8予定取引日目は、障害日であったとしてもそれにかかわらず、関連する評価日とみなされるものとし、また、(B)当該評価日の終値は、算定代理人によって、同社の誠実な見積もりを用いることにより、算定されるものとする。

「潜在的調整事由」とは、以下に掲げるいずれかが発生した場合をいう。

- (a) 受益証券の分割、併合若しくは再編(それが特別事由に該当する場合を除く。)又は既存の保有者に対する特別発行、資本組入れによる発行又は類似の発行による受益証券の無償交付若しくは受益証券の分配。
- (b) 既存の受益証券保有者に対する(A)追加の受益証券又は(B)分配金及び/又はファンドの清算手取金の支払を受ける権利が付与された他の株式資本又は有価証券(平等に又は受益証券保有者に対する当該支払に比例して)又は(C)分割又はその他の類似の取引の結果ファンドによって(直接的又は間接的に)取得又は保有される他の発行者の株式資本又は他の有価証券又は(D)その他の種類の有価証券、権利若しくは予約権又はその他の資産の分配、発行又は配当(いずれの場合も算定代理人によって算定されることにより、実勢市場価格を下回る金額の支払(現金又はその他の対価による。))による。)
- (c) 算定代理人によって算定されることによる特別分配金。
- (d) 全額払込済みでない受益証券に関するファンドによる支払請求。
- (e) ファンドによる受益証券の買戻し又は償還(利益又は元本のいずれから支払われるかは問わないものとし、また、かかる買戻し又は償還の対価が現金、有価証券又はその他のいずれであるかも問わない。)
- (f) 算定代理人によって算定されることにより、特定の事由が発生した場合に市場価額を下回る価格で優先株式、予約権、債務証券又は新株引受権を分配する敵対的買収に対向する株主権制度又は取り決めにより株主権がファンドの普通株式又は資本持分のその他の株式若しくは受益証券から配分又は分離されることになる事由。但し、当該事由により行われた調整は、当該権利の償還の際に再調整される。
- (g) 算定代理人の意見において、受益証券の理論価額に希薄化又は凝縮化効果をもたらすその他一切の事由。

「関連取引所」とは、受益証券に関する先物契約又はオプション契約が取引されるあらゆる取引所又は気配表示システムをいう。

「関連費用」とは、いずれの場合も、次に掲げるもののいずれかについての、又は次に掲げるもののいずれかに関する(a)いずれかの国(又はその国の、若しくはその国内の支分部局若しくは機関)の法律、規制又は行政実務に基づき源泉徴収され(若しくは源泉徴収されることがあり)、若しくは源泉徴収された(若しくは源泉徴収され得た)、又は支払われ(若しくは支払われることがあり)、若しくは支払われた(若しくは支払われ得た)すべての現在、将来、予定され、偶発的又は想定される租税等及び(b)その他の現在、将来又は偶発的な費用(適用ある預託手数料、取引手数料、発行費用、登録費用、有価証券譲渡費用又はその他の費用を含むが、これらに限られない。)をいう。

- (a) 本社債の譲渡又は執行。
- (b) 本社債権者に対するあらゆる支払い(又は受益証券口数の交付)。

- (c) 算定代理人がその絶対の裁量において本社債に関するヘッジ又は関連する取引ポジションとして適切であると判断する数量のある者若しくはその代理人の資産又は当該資産に係る権利、配当の支払い(当該投資家(若しくはその代理人)が資産を買付け、所有、保有、換金、売付け又はその他の方法により処分していた場合)。
- (d) 発行会社、ヘッジ提供会社又はこれらのいずれかの関連会社の本社債に関する他のヘッジ取決め。
- 上記のいずれの場合であっても、「関連費用」にあたるかどうかの判断は算定代理人の単独かつ絶対的な裁量による。

「予定終了時刻」とは、証券取引所又はある関連取引所及びある予定取引日に関し、当該予定取引日における証券取引所又は当該関連取引所の平日の予定終了時刻をいう(通常の立会時間後の取引又は通常の立会時間外のその他の取引に関しては、斟酌しない。)

「予定取引日」とは、証券取引所及び各関連取引所において、それぞれの通常の立会時間中に取引を行うことが予定されている日をいう。

「決済障害事由」とは、算定代理人の意見において、これの結果、発行会社が本社債要項に定められている方法を用いて受益証券口数を交付することができなくなるに至る発行会社の支配の及ばない事由をいう。

「証券取引所」とは、東京証券取引所、当該取引所若しくは気配表示システムの後継又は受益証券の取引が一時的に移動した代替の取引所若しくは気配表示システム(但し、当該一時的な代替の取引所又は気配表示システムにおいて、当初の証券取引所におけるものと同程度に、当該受益証券に関連する相当の流動性があると算定代理人が決定した場合に限る。)をいう。

「租税等」とは、租税、賦課税、輸入税、手数料、控除、源泉徴収税又はその他の課徴金(印紙税、印紙税準備税、登録税、譲渡税又はその他の課徴金、又は所得、支払(若しくは資産の交付)、利益若しくはキャピタル・ゲインに課される税を含む。)及び一切の金利、附帯税又は追徴金をいう。

「約定日」とは、2017年6月7日をいう。

「取引障害」とは、証券取引所若しくは関連取引所又はその他による取引の停止又はこれらにより課せられる取引に対する制限をいい、(a) 受益証券に関連し、又は(b) 関連する関連取引所における受益証券に関連する先物取引又はオプション取引に対して、証券取引所若しくは関連取引所又はその他によって許可されている制限を超える価格の変動を理由とするか否かを問わない。

「受益証券」とは、NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信(銘柄コード:1570.T)(以下「ファンド」という。)によって発行される受益証券をいう。

「受益証券訂正期間」とは、証券取引所の規則に従い決済が慣例的に行われる証券取引所における受益証券の取引後の決済システム日の日数の期間をいう。

「予定外終了時決済金額」とは、すべて算定代理人がその単独、かつ絶対の裁量において算定するところにより、ある本社債に関し、算定代理人が適切であるとみなすすべての情報(前記「(15)調整条項、(e)違法性」に定める事由、関連する追加障害事由(該当する場合)を含むものとし、また、流動性の欠如による受渡不履行の場合は、前記「(15)調整条項、(f)追加障害事由」の第(B)(i)項に定められているとおり適式に交付された受益証券及び支払われた現金を含む。)を斟酌した本社債の早期償還時の公正市場価額から関連する対象となるヘッジ取決めを清算(受益証券又は受益証券に関連するオプション契約若しくは先物契約又はその他の資産の売付け又はその他の方法による換金を含むがこれらに限られず、また当該ヘッジが発行会社によって直接保有されているか、又はヘッジ提供会社若しくは関連会社を通して間接的に保有されていたかは問わない。)するための発行会社又はヘッジ提供会社の費用を控除した金額に相当する金額をいう。

「評価時刻」とは、評価されるべき受益証券に関連する関連する評価日における証券取引所の予定終了時刻(場合による)をいう。証券取引所が予定終了時刻より前に閉場され、指定された評価時刻が通常の立会に係る実際の終了時刻より後である場合は、評価時刻は当該実際の終了時刻であるものとする。

## その他

### (1) 本社債の当初発行

本社債は、当初、仮包括社債券により表章され、当初の発行日までにユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）及びクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）のための共通預託機関（以下「共通預託機関」という。）に対して交付される。共通預託機関に対する包括社債券の当初預託が行われた時点で、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグは、引受人が引受け及び支払いを行った額面金額に相当する本社債の額面金額をかかると引受人について記録する。

### (2) 口座所有者とクリアリング・システムとの関係

ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグの記録上、包括社債券により表章される本社債の保有者として記録されている者は、発行会社がかかると包括社債券の持参人に対して、包括社債券により生じるその他すべての権利に関して行う支払い（かかる支払いはユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグのそれぞれの規則及び手続きに従って行われる。）に対する自身の持分について、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグのみにその権利を主張できる。これらの者は、本社債が包括社債券により表章される限りにおいて、本社債についてなされるべき支払いに関して発行会社に直接請求する権利を有さず、前述のとおり支払われた各金額について、発行会社の支払義務は、かかる包括社債券の持参人に対する支払いにより履行されたものとされる。

### (3) 交換

仮包括社債券は、交換日（以下に定義する。）以降、手数料の支払いなくして、本件財務代理人契約に定められた様式により非米国人実質所有に関する証明がなされた場合に、恒久包括社債券上の持分に交換される。恒久包括社債券は、交換日以降、手数料の支払いなくして、そのすべて（一定の場合にはその一部）を確定社債券に交換できる。但し、（ ）恒久包括社債券がユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグを代理して保有されている場合で且つこれらの決済機関が（休日、法定又はその他の理由により）14日間以上連続して業務を行わないか若しくは恒久的に業務を行わない予定であることを発表したか若しくは実際に業務を中止した場合又は（ ）本社債の元本が期日に支払われない場合に、保有者が財務代理人に対して確定社債券への交換を選択する旨通知した場合に限る。

「交換日」とは、仮包括社債券については、発行後40日経過した日、並びに恒久包括社債券については、交換を要求する通知が交付された日以降少なくとも60日経過した日で財務代理人の所定事務所が所在する都市及び関連する決済機関が所在する都市において銀行が営業している日をいう。

### (4) 支払い

交換日以降に期限を迎える支払いは、恒久包括社債券上の持分又は確定社債券への交換が不適切に保留され又は拒絶された場合を除き、包括社債券に対しては行われず。包括社債券に表章される本社債に関するすべての支払いは、財務代理人又は社債権者に対し通知された支払代理人に対する、裏書きのための包括社債券の呈示又はそれ以降の支払いが存在しない場合には、包括社債券の提出に対して行われる。各支払いの記録は包括社債券に裏書きされ、本社債に関する支払いがなされたことの一応の証拠とされる。

### (5) 通知

本社債が包括社債券により表章されており且つかかる包括社債券が決済機関に代わって保有されている限りにおいて、当該シリーズの本社債の保有者に対する通知は、本社債要項により要求される公告に代えて、当該決済機関に対し、通知を受領する権限を有する口座保有者に連絡するよう当該通知を交付することにより、これを行うことができる。

### (6) 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによる課税上の取扱い及びリスク又は本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談すべきである。以下は、本社債の利息の国外における支払いが国内における支払の取扱者を通じて行われる場合における日本国の租税に関する現行法令（以下「現行法令」という。）に基づく課税上の取扱いに関する発行会社の理解であり、本社債の要項の一部を構成するものではない。

現行法令上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、仮に現行法令上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと異なる可能性がある。

また、将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する追加的な取扱いを取り決めたり、あるいは日本の税務当局が現行法令について本項で述べた取扱いとは異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと異なる可能性がある。

(a) 利息に対する課税

本社債の利息は、一般に利子として課税され、日本国内の居住者及び内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、居住者については原則として20.315%（15.315%の所得税及び復興特別所得税と5%の地方税）の税率により、内国法人については原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税）の税率により、源泉徴収の対象となる。

さらに、居住者については、当該利息は申告分離課税の対象となり、当該源泉徴収された税額は一定の国税及び地方税から控除することができる。但し、申告不要制度を選択し、当該源泉徴収により課税関係を終了させることもできる。

内国法人については、当該利息は課税所得に含められ、日本国の法人税及び地方税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の法人税及び地方税から控除することができる。

(b) 譲渡に対する課税

本社債の譲渡による損益について、日本国内の居住者の場合は、20.315%の税率により申告分離課税の対象となる。

内国法人が本社債を譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額又は損金の額として課税所得に含められ、法人税及び地方税が課される。

(c) 償還差益に対する課税

本社債の償還額が本社債の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取り扱われ、申告分離課税の対象となる。当該償還差益が内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の法人税及び地方税の課税対象となる。

(d) 損益通算及び繰越控除

日本国の居住者は、本社債の利息、償還差益及び譲渡損益について、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

(e) 税制リスク

将来において、本社債に対する課税上の取扱いが変更される場合がある。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

### 第4【その他の記載事項】

・発行登録追補目論見書の表紙に当社の社章  を記載する。

・発行登録追補目論見書の表紙裏に次の記載がなされる。

「SBIホールディングス株式会社2019年6月28日満期早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）（以下「本社債」といいます。）の元本と利息の支払いはSBIホールディングス株式会社（以下「発行会社」といいます。）の義務となっております。従って、発行会社の経営・財務状況の悪化等により、発行会社が本社債の元本若しくは利息を支払わず又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、本社債が時価評価の対象とされている場合には償還前においても評価損を被り、また、本社債を償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

本社債の早期償還は、NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信の受益証券（以下「受益証券」といいます。）の価格の変動により決定され、また、本社債の償還は受益証券の価格の変動により、受益証券口数の交付及び現金調整額の支払をもって行われることがありますので、本社債は受益証券の相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、<本社債のその他の主な要項>」をご参照ください。

なお、受益証券につきましては、本書「第四部 保証会社等の情報、第2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

本社債についてその流動性や市場性は何ら保証されるものではなく、償還前の売却が困難な場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

本社債については、社債管理者は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合など、本社債の元利金の支払いを受取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要に応じて、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理又は信託関係を有しません。」

さらに、上記文言の後に、「償還について」及び「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を挿入する。

- ・発行登録追補目論見書の中表紙裏に次の記載がなされる。

#### リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資には、一定のリスクが伴う。本社債への投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自らの個別的な財務状況、本書に記載される本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。但し、以下の記載は本社債に含まれるすべてのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではない。

以下に記載する1つ又は複数の要因の変化によって、他の要因を理由とする本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

### 本社債の流通市場の不存在

本社債を中途売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることを意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債の所持人は、円金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期償還日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。従って、本社債に投資することを予定している投資家は、満期償還日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合のみ、本社債に投資されたい。

### 信用リスク

本社債の価値は、発行会社の信用格付、財務状況若しくは業績が実際に変化した場合又はその変化が予想される場合に影響を受けることがある。また、本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠しており、発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に損失が生じる可能性がある。

### 中途売却価格に影響する要因

上記「本社債の流通市場の不存在」において記載したように、本社債を償還前に売却できない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

満期償還日前の本社債の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

#### 金利

円金利が下落すると本社債の価格が上昇し、円金利が上昇すると本社債の価格が下落する傾向があると予想されるが、発行会社の信用状況によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

#### 発行会社の格付

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

### 税制リスク

将来において、本社債に対する課税上の取扱いが変更される場合がある。

### 本社債に関連する一般的なリスク

支払われる利息の金額又は支払われる金額若しくは本社債要項において本社債について適用ある決済手段として現物決済若しくは現物交付が規定される場合において交付される資産が一又は複数の対象株式、対象ファンド持分又は他の株式若しくは資産（以下、個別に又は総称して「参照項目」という。）に連動する本社債が発行されることがある。かかる本社債は、一又は複数の対象資産又は他の参照基準を参照することにより、これらの参照項目の一部又はすべての価値を受け継ぐ。

参照項目に連動する本社債の購入又は本社債への投資は、重大なリスクを伴う。かかる本社債は、伝統的な債務証券ではなく、投資予定者が本社債に投資する前に明確に理解すべき様々な固有の投資リスクを伴う。投資予定者は、当該本社債と類似する性質を有する有価証券についての深い知識を有しているべきであり、本社債の要項並びに損失リスクに対する本社債のエクスポージャーの性格及び範囲に係るすべての書類を完全に検討し、並びにこれらを理解すべきである。

支払われる利息若しくは元本の金額又は交付される資産の額が、(a) 一若しくは複数の株式の価格若しくは価格の変化又は(b) 一若しくは複数のファンドの受益証券若しくは投資証券の価格若しくは価格の変化に依拠する本社債が発行されることがある。また、支払われる利息若しくは元本の金額又は交付される資産の額が、複数の参照項目に依拠する本社債が発行されることがある。

いずれか当該本社債に投資する投資予定者は、当該本社債の条件に基づき、(a) 利息若しくは元本の金額及び/若しくは交付される資産の額が全くなり、若しくは限られた金額のみ受領することができること又は(b) 償還時において、その投資した元本金額の全部若しくは実質的に全部を失うことがあることに留意すべきである。

また、(a) 株式に連動する本社債に関しては対象株式の価格又は(b) ファンドに連動する本社債に関しては一若しくは複数のファンドの対象受益証券の価格若しくは受益証券1口当たり純資産価格の変動は、利率、通貨又はその他の経済的要因若しくは経済指標の変動と関連しない変動に大幅に左右されることがあり、並びに参照項目の関

連する価格又は水準の変動の時期は、その平均水準が投資者の予想と一致している場合でも、投資者の実際の利回りに影響を及ぼすことがある。一般的に、参照項目の価格又は水準の変動が早ければ早いほど、利回りへの影響は大きくなる。

本社債の流通市場価格は、変動が激しいことがあり、また、当該ファンドの受益証券又は株式が取引される取引所若しくは気配表示システムに影響を与える要因を含む経済的事象、財政的事象、若しくは政治的事象に加え、(a) 満期日までの残存期間、(b) 参照項目若しくはその他の対象資産若しくは参照基準のボラティリティ、(c) 株式に連動する本社債に関して、一又は複数の株式の発行体に係る配当金の額、経営成績、財政状態及び予想、又は(d) ファンドに連動する本社債においては、一又は複数のファンドの受益証券の価格若しくは受益証券1口当たり純資産価格のボラティリティの影響を受けることがある。

株式に連動して償還される本社債は、その元本金額の支払い並びに/又は一定数量の資産の交付及び/若しくは一若しくは複数の株式を参照して算定された金額の支払いにより、発行体により償還されることがある。従って、株式に連動して償還される本社債への投資は、株式への直接投資と類似する市場リスクを伴う可能性があり、投資予定者は、しかるべく助言を受けるべきである。株式に連動して利息の支払いがなされる本社債は、一又は複数の株式の価値を参照して利息が生じ、支払われる。

株式に連動する本社債は、対象株式の発行体に関して一定の会社行為又は事由が発生した場合、早期償還の対象となることがある。当該早期償還において、株式に連動する本社債の保有者は、早期償還金額を受け取る。早期償還金額は、投資者の投資した元本金額より少なくなることがあり、一定の場合にはゼロになることもある。

算定代理人は、障害日が発生したと判断することがある。かかる判断により、本社債の評価時期、ひいては本社債の価額に影響が及ぶことがあり、及び/又は本社債に関する支払の繰延べ、若しくは株式に連動して償還される本社債の場合には、決済の繰延べを生じさせることがある。

本社債が現物の交付について規定している場合、算定代理人は、決済障害事由の発生又は継続を決定することがある。決済障害事由とは、発行体の支配の及ばない事由であって、当該事由の結果、算定代理人の意見において、発行体が交付されるべき資産の交付を行い得なくなる事由と定義されている。当該判断は、本社債の価値に影響を与え、また決済を繰り延べさせることがある。

ファンドに連動して償還される本社債は、元本金額の支払及び/若しくは一定数量の資産の交付並びに/又は一若しくは複数のファンドの受益証券の価格を参照して算定された金額の支払いにより、発行会社により償還されることがある。従って、ファンドに連動して償還される本社債への投資は、一又は複数のファンドへの直接投資と類似するリスクを伴う可能性があり、投資予定者は、しかるべく助言を受けるべきである。ファンドに連動して利息の支払いがなされる本社債は、一又は複数のファンドの受益証券の価格又は受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される利息を生じ、又はかかる利息が支払われる。

市場障害条項及び強制償還条項/調整条項は、本社債の性質及びそれぞれの対象資産によって異なることがある。投資予定者は、関連するファンドに関する書類及びファンドに連動する本社債に関して、本社債要項を精査すべきである。

#### 利益相反

算定代理人、引受人及び販売会社は、発行会社の関連会社であるため、算定代理人、引受人又は販売会社のいずれかと本社債権者又は本社債の買付予定者(いずれか場合による。)との間には、潜在的な利益相反が生じ、及び/又はこれが存続することがある。これには、(a) 本社債の償還により受領される金額又は交付される資産に影響を及ぼす本社債に基づき算定代理人が行う一定の算定及び判断に関する事、(b) 引受人によって買付予定者にとって不利な価格により本社債が取得されることに関する事、並びに(c) 買付予定者の利益を害する方法による勧誘行為及び売付行為に関する事を含むが、これらに限られない。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

### 第2【統合財務情報】

該当事項なし。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）  
平成28年6月29日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）  
平成28年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）  
平成28年11月14日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）  
平成29年2月13日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成29年6月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月1日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成29年6月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成29年2月8日に関東財務局長に提出

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成29年3月10日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」及び「対処すべき課題」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成29年6月14日）までの間において生じた変更その他の事由を反映し、その全体を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の記載に含まれる事項を除き、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 「事業等のリスク」

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項を以下に記載しております。なお、必ずしもかかるリスクに該当しないと思われる事項についても、積極的な情報開示の観点から記載しております。当企業グループは、これらの潜在的なリスクを認識した上で、その回避並びに顕在化した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、本項には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（平成29年6月14日）現在において判断したものであります。

<一般事業のリスクについて>

1) 当企業グループは複数の事業領域に事業展開している多数の企業で構成されているため、単一の領域で事業を展開している企業には見られないような課題に直面します

当企業グループは金融サービス事業、アセットマネジメント事業、バイオ関連事業等、多岐にわたる業種の企業で構成されています。また、当企業グループには複数の上場会社が存在しております。このような多様性により、当企業グループは単一の領域で事業を展開している企業には見られないような課題に直面しております。具体的には以下の3点があげられます。

- ・様々な分野の業界動向、市場動向及び法的規制等が存在します。したがって当企業グループは様々な事業環境における変化をモニタリングし、それによって影響を受ける事業のニーズに合う適切な戦略を持って対応できるよう、リソースを配分する必要があります。
- ・当企業グループの構成企業は多数あることから、事業目的達成のためには説明責任に重点を置き、財政面での規律を課し、経営者に価値創造のためのインセンティブを与えるといった効果的な経営システムが必要です。さらに多様な業種の企業買収を続けている当企業グループの事業運営はより複雑なものとなっており、こうした経営システムを実行することはより困難になる可能性があります。
- ・多業種にまたがる複数の構成企業がそれぞれの株主の利益になると判断し共同で事業を行うことがあります。こうした事業において、期待されるようなシナジー効果が発揮されない可能性があります。

2) 当企業グループの構成企業における議決権の所有割合又は出資比率が希薄化される可能性があります

構成企業は株式公開を行う可能性があり、その場合、当該会社に対する当企業グループの議決権の所有割合は希薄化されます。さらに、構成企業は成長戦略の実現その他の経営上の目的のために資本の増強を必要とする場合があります。この資金需要を満たすため、構成企業は新株の発行やその他の持分証券の募集を行う可能性があります。当企業グループはこのような構成企業の新株等の募集に応じないという選択をする、又は応じることができない可能性があります。当該会社に対する現在の出資比率を維持するだけの追加株式の買付けを行わない場合、当企業グループの当該会社に対する出資比率は低下することになります。

構成企業に対する出資比率の低下により、当該企業から当企業グループへの利益の配分が減少することになった場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。さらに、出資比率が大きく低下した場合、当企業グループの当該企業の株主総会における議決権の所有割合が低下し、当該企業に対する支配力及び影響力が低下する可能性があります。

3) インターネット商品及びサービス市場において期待されるとおりの市場成長が実現しない可能性があります

国内のインターネット金融商品及びサービス市場は発展を続けております。当企業グループの事業の成功はオンライン証券サービス、インターネット・バンキング、インターネットを使った個人向け保険商品並びに保険サービス等インターネット商品及びサービスの利用が継続的に増加するかどうか大きく影響されます。この成長が実現されない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。国内の個人顧客がインターネット商品及びサービスを敬遠する場合、セキュリティあるいは個人情報に関する懸念、サービスの質の一貫性の欠如、金融商品の取引をインターネット上で行うことに伴う困難さ等がその要因として考えられます。

4) 当企業グループにおける合併契約の締結、提携の相手先企業に対する法的規制若しくは財務の安定性における変化、又は双方の経営文化若しくは経営戦略における変化

当企業グループは国内外の複数の企業と合併事業を運営又は提携を行っております。これらの事業の成功は相手先企業の財務及び法的安定性に左右されることがあります。合併事業を共同で運営する相手先企業に当企業グループが投資を行った後に、相手先企業のいずれかの財政状態が何らかの理由で悪化した場合又は相手先企業の事業に関わる法制度の変更が原因で事業の安定性が損なわれた場合、当企業グループは合併事業若しくは提携を想定どおりに遂行できない、追加資本投資を行う必要に迫られる、又は事業の停止を余儀なくされる可能性があります。同様に、当企業グループと相手先企業との間の経営文化や事業戦略上の重大な相違が明らかになり、合併又は提携契約の締結を決定した時点における前提に大幅な変更が生じる可能性があります。合併事業や提携事業が期待した業績を達成できなかった場合、又は提携に関して予め想定しなかった事象が生じた場合、これらの合併事業又は提携事業の継続が困難となる可能性があります。合併事業又は提携事業が順調に進まなかった場合には、当企業グループの評判の低下や、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5) 風評リスク

当企業グループの事業分野は安心、安定と顧客の信頼が最も重要とされる業界であることから、当企業グループは投資家からの低評価や風評リスクの影響を受けやすい状況にあります。当企業グループ又は当企業グループのファン、商品、サービス、役職員、合併事業のパートナー及び提携企業に関連して、その正誤にかかわらず不利な報道が

なされた場合、又は本項に記載されたリスク要因のいずれかが顕在化した場合、顧客及び顧客からの受託のいずれか一方又は両方の減少につながる可能性があります。当企業グループの事業運営は役職員、合併事業のパートナー企業及び提携企業に依存しております。役職員、合併事業のパートナー企業及び提携企業によるいかなる行為、不正、不作為、不履行、及び違反も相互に関連し合うことで、当企業グループに関する不利な報道につながる可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループの業容拡大や知名度向上に伴い、当企業グループの商号等を騙った詐欺又は詐欺的行為が発生しており、当企業グループに非がないにも関わらず、風評被害を受ける可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 6) 事業再編と業容拡大に係るリスク

当企業グループは「Strategic Business Innovator = 戦略的事業の革新者」として、常に自己進化(「セルフエボリューション」)を続けていくことを基本方針の一つとしております。

今後もグループ内の事業再編に加えて、当企業グループが展開するコアビジネスとのシナジー効果が期待できる事業のM&A(企業の合併及び買収)を含む積極的な業容拡大を進めてまいりますが、これらの事業再編や業容拡大等がもたらす影響について、当企業グループが予め想定しなかった結果が生じる可能性も否定できず、結果として当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当企業グループは適切な投資機会、提携企業、又は買収先企業を見つけることができない可能性があるほか、これらについて適切に見つけることができた場合でも、商取引上許容し得る条件を満たさない、又は取引を完了することができない可能性があります。企業買収に関しては、内部運営、流通網、取扱商品、又は人材等の面で買収先企業及び事業を現存の事業に統合することが困難である可能性があり、こうした企業買収によって期待される成果が得られない可能性があります。買収先企業の利益率が低く、効率性向上のためには大幅な組織の再編を必要とする可能性や、買収先企業のキーパーソンが提携に協力しない可能性があります。買収先企業の経営陣の関心の分散、コストの増加、予期せぬ事象や状況、賠償責任、買収先企業の事業の失敗、投資価値の下落、及びのれんを含む無形資産の減損といった数多くのリスクを有し、それらの一部又は全部が当企業グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。企業買収や投資を行う際に、当企業グループが関連する監督官庁と日本国又は当該国政府のいずれか一方又は双方から予め承認を得る必要がある場合、必要な時期に承認を得られない、又は全く得られない可能性があります。また、海外企業の買収によって当企業グループには為替リスク、買収先企業の事業に適用される現地規制に係るリスク、及びカントリーリスクが生じます。これらリスクが具現化した場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、これら事業再編や業容拡大は、その性質上、多額の資金を必要とすることがあり、資本市場における株式交換を含むエクイティファイナンスのほか、金融機関からの借入や社債の発行等により資金調達する場合があります。なお、これら多額の資金を負債で調達した場合は、当企業グループの信用格付の引き下げ等により、資金調達コストが増大する可能性があります。これらの結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 7) 新規事業への参入に係るリスク

当企業グループは「新産業クリエイターを目指す」という経営理念のもと、21世紀の中核的産業の創造及び育成を積極的に展開しております。かかる新規事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。さらに、これら新規事業において新たな法令の対象となる、又は監督官庁の指導下に置かれる可能性があります。これら適用される法令、指導等に関して何らかの理由によりこれらに抵触し、行政処分又は法的措置等を受けた場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたし、結果として当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 8) 金融コングロマリットであることに係るリスク

当企業グループは金融庁組織規則に規定される金融コングロマリットに該当しております。そのため、リスク管理態勢やコンプライアンス態勢の更なる強化を図り、グループの財務の健全性及び業務の適切性を確保しております。しかしながら、何らかの理由により監督官庁から行政処分を受けた場合には、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性や、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 9) 投資有価証券に係るリスク

当企業グループは、関連会社への投資を含む多額の投資有価証券を保有しております。そのため、株式市場及び債券市場の状況によって、かかる投資有価証券の評価損計上等による損失が生じた場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

10) 訴訟リスク

当企業グループには各事業分野において、事業運営に関する訴訟リスクが継続的に存在します。訴訟本来の性質を考慮すると係争中又は将来の訴訟の結果は予測不可能であり、係争中又は将来の訴訟のいずれかひとつでも不利な結果に終わった場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

11) リスク管理及び内部統制に係るリスク

当企業グループはリスク管理及び内部統制のシステム及び実施手順を整備しております。これらのシステムには経営幹部や職員による常時の監視や維持、又は継続的な改善を必要とする領域があります。かかるシステムの維持を効果的かつ適切に行おうとする努力が十分でない場合、当企業グループは制裁や処罰の対象となる可能性があり、結果として当企業グループの経営成績及び財政状態や評判に影響を与える可能性があります。

当企業グループの内部統制システムはいかに緻密に整備されていたとしても、その本来の性質により判断の誤りや過失による限界を有しております。したがって、当企業グループのリスク管理及び内部統制のためのシステムは、当企業グループの努力にかかわらず、効果的かつ適切である保証はありません。また、内部統制に係る問題への対処に失敗した場合、当企業グループ及び従業員が捜査、懲戒処分、さらには起訴の対象となる可能性、当企業グループのリスク管理システムに混乱をきたす可能性、又は当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

12) 資金の流動性に係るリスク

当企業グループは、事業資金を資本市場におけるエクイティファイナンスのほか、金融機関からの借入や社債の発行等により調達しております。世界経済の危機による金融市場の悪化と、それに伴う金融機関の貸出圧縮を含む世界信用市場の悪化により、有利な条件で資金調達を行うことが難しい、あるいは全くできない状況に直面する可能性があります。また、当企業グループの信用格付が引下げられた場合、外部からの資金調達が困難になり、当企業グループは、資金調達が制約されるとともに、調達コストが増大する可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

13) デリバティブに係るリスク

当企業グループは、投資ポートフォリオの価格変動リスクを軽減し、金利及び為替リスクに対処するためデリバティブ商品を活用しております。しかし、こうしたデリバティブを通じたリスク管理が機能しない可能性があります。また、当企業グループとのデリバティブ契約の条件を契約相手が履行できない可能性があります。その他、当企業グループの信用格付が低下した場合、デリバティブ取引を行う能力に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループは、その一部で行うデリバティブ商品を含む取引活動によって損失を被り、結果として当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

14) 当社の収益は、その一部を子会社及び関連会社からの配当金に依存しております

当社は、債務返済を含む支払義務履行のための資金の一部を、子会社やその他の提携先企業、投資先企業等からの配当金、及び分配等に依存しております。契約上の制限を含む規則等の法的規制により、当企業グループと子会社及び関連会社との間の資金の移動が制限される可能性があります。かかる子会社及び関連会社のなかには、取締役会の権限により当該会社から当企業グループへの資金の移動を禁ずる、又は減ずることが可能であり、特定の状況下ではそうした資金の移動全ての禁止が可能となるような法令の対象となっているものがあります。これらの法令によって当企業グループが支払義務を果たすための資金調達が困難になる可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

15) キーパーソンへの依存

当企業グループの経営は、当社代表取締役執行役員社長である北尾吉孝とその他のキーパーソンのリーダーシップに依存しており、現在の経営陣が継続して当企業グループの事業を運営できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。キーパーソンの喪失に対処するために経営陣が採用する是正措置が直ちには、あるいは効果を現さない可能性があります。

16) 従業員に係るリスク

当企業グループは、高度な技能を持ち、当企業グループの経営陣の下で働く要件を満たしていると当企業グループが判断した人材を採用しておりますが、今後継続的に高度な技能を持ち、必要とされる能力と技術を有する人材の採用ができない場合には、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

17) 商標権等の様々な知的財産権に係るリスク

当企業グループが行う事業には、商標権、特許権、著作権等の様々な知的財産権、特に「SBI」の商標が関係しております。当企業グループが所有し事業において利用するこれらの知的財産権の保護が不十分な場合や、第三者が有する知的財産権の適切な利用許諾を得られない場合には、技術開発やサービスの提供が困難となる可能性があります。また、当企業グループが第三者の知的財産権を侵害したとする訴訟の対象となる可能性があります。特に特許権関連の知的財産権については関連コストが増加する可能性があり、その場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

18) 法令及び会計基準の施行又は改正に係るリスク

法令の施行又は改正が顧客、借り手、構成企業、資金源に影響を及ぼすとともに当企業グループの事業の運営方法、国内外で提供している商品及びサービスにも影響を与える可能性があります。かかる法令の施行又は改正は予測不可能な場合があり、結果として、当企業グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当企業グループの資金又は事業の一部に関連する規制機関による承認や登録免除の撤回又は修正がなされた場合、かかる資金がいずれの管轄下にあるものでも、当企業グループの特定事業の停止、又は事業運営方法の変更を余儀なくされる可能性があります。同様に、一人又は複数の個人の免許又は承認が取り消された場合、それまで当該個人が果たしてきた役割の遂行が困難になることが考えられます。規制対象活動を権限のないものが実施することで、当該事業活動を実施する過程で法的強制力のない契約を交わす可能性等、当企業グループの事業運営に様々な影響を与えることがあります。

会計基準の施行又は改正がなされた場合、当企業グループの事業が基本的に変わらない場合であっても、当企業グループが経営成績及び財政状態を記録する方法に重要な影響を与える可能性があり、結果として当企業グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

19) 繰延税金資産に関するリスク

財務諸表と税務上の資産負債との間に生じる一時的な差異にかかる税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率を使用して繰延税金資産を計上しております。

このため税制改正等により法定実効税率が変動した場合には繰延税金資産計上額が減少又は増加し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

評価性引当額は、将来税務上減算される一時差異及び繰越欠損金などについて計上した繰延税金資産のうち、実現が不確実であると考えられる部分に対して設定しております。繰越欠損金については、回収可能な金額を限度として繰延税金資産を計上することが認められており、当企業グループにおける繰延税金資産も回収可能性を前提に計上しております。

将来の税金の回収予想額は、当企業グループ各社の将来の課税所得の見込み額に基づき算出されます。評価性引当額差引後の繰延税金資産の実現については、十分な可能性があると考えておりますが、将来の課税所得の見込み額の変化により、評価性引当額が変動する場合があります。この場合、繰延税金資産計上額が減少又は増加し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

20) 保険による補償範囲に係るリスク

事業リスクの管理のため、当企業グループは保険をかける場合があります。しかし、こうした保険契約に基づいて全ての損失について、全額が必要な時期に補償されるという保証はありません。加えて、地震、台風、洪水、戦争、及び動乱等による損失等、保険をかけることが一般的に不可能な種類の損失もあります。構成企業のうちいずれか1社でも保険で補償されない、又は補償範囲を超える損失を被った場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

21) 過去の業績に基づく将来の予測について

過去の財務情報は、必ずしも将来の当企業グループの経営成績及び財政状態を表すものではありません。事業分野の一部で成長が滞る可能性がある一方、新規事業への参入が成功しない可能性もあります。かかる新規事業が当初期待した速さ又は規模で成長できない可能性、当企業グループの業容拡大戦略が期待した成果を上げられない可能性、及び将来の新規事業や資産を既存の事業運営と統合できない可能性があります。その場合、当企業グループの事業、経営成績及び財政状態に支障あるいは影響を与える可能性があります。

22) 日本又は当企業グループが事業を行う他の市場において、地震等の自然災害、テロによる攻撃又は他の災害により重大な損失を被る可能性があります

当企業グループの資産の相当部分は日本国内にあり、当社純資産の相当部分は日本国内における事業から生じております。当企業グループの海外事業には、同様のあるいは他の災害リスクがあります。日本国内あるいは海外において、当企業グループの事業ネットワークに影響する大きな災害、暴動、テロによる攻撃あるいは他の災害は、当社の資産に直接的な物理的被害を与えないとしても、当社の事業を混乱させる可能性があります。これら災害の影響を受けた地域や国における重大な経済の悪化を引き起こした結果、当企業グループの事業、経営成績及び財政状態に支障あるいは影響を与える可能性があります。

### 23) 海外における投資、事業展開、資金調達、及び法規制等に伴うリスク

当企業グループは、海外における投資や事業展開を積極的に進めております。これら投資や事業展開においては、為替リスクだけではなく、現地における法規制を含む諸制度、取引慣行、経済事情、企業文化、消費者動向等が日本国内におけるものと異なることにより、日本国内における投資や事業展開では発生することのない費用の増加や損失計上を伴うリスクがあります。海外における投資や事業展開にあたってはこれに伴うリスクを十分に調査や検証した上で対策を実行しておりますが、投資時点や事業展開開始時点で想定されなかった事象が起こる可能性があり、この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社の株主構成は外国人株主の比率が高く、当社の意図とは関係なく結果的に海外における資金調達を行っているということとなる可能性もあり、その結果、外国の法規制、特に投資家保護のための法規制の影響を受け、その対応のための費用増加や事業における制約等を受ける可能性があります。また、今後は為替リスク回避等を目的として、海外における金融機関からの借入や社債の発行等による資金調達が増加する可能性もあります。これら海外における資金調達を行う場合には、これに伴うリスクを十分に調査や検証した上で実行しておりますが、資金調達時点で想定されなかった事象が起こる可能性もあります。これらの結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

さらに、英国Bribery Act 2010や米国The Foreign Corrupt Practices Act等のように、当企業グループの海外拠点等所在地における法規制等で、その適用が日本国内を含む他の国における当企業グループ拠点にも及ぶものがあります。これら法規制等については事前に十分な調査や検証を行いこれら法規制に抵触しないように対応しておりますが、判例等が乏しいため、現時点では想定できない事象により、これら法規制に抵触する可能性もあります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 24) 政府の公式情報源及びその他のデータから入手する情報について、事実及び統計の正確性を保証することはできません

日本、日本経済、金融セクター（金融サービス業を含む）、及び当社業務が属する他のセクターに関する事実及び統計は、公式な政府及び他の業界の情報源から入手しており、通常は信頼できるものと考えられます。しかしながら、当社はそれらの情報の質と信頼性を保証することはできません。当社はこれらの情報源から入手した事実及び統計の正確性と網羅性についての事実表明は行いません。さらに、これらの情報源が他の事例と同じ基準又は同程度の正確性や網羅性を伴った事実や数値を明言あるいは集成しているという保証はありません。全ての事例において、これらの事実や統計を過度に信頼すべきではありません。

### 25) 反社会的勢力との取引に関するリスク

当企業グループは、反社会的勢力との関係が疑われる者との取引を排除すべく、新規の取引に先立ち、反社会的勢力との関係に関する情報の有無の確認や反社会的勢力ではないことの表明及び確約書の締結をするなど、反社会的勢力とのあらゆる取引を排除すべく必要な手続きを行っています。しかしながら、当企業グループの厳格なチェックにもかかわらず、反社会的勢力との取引を排除できない可能性があります。このような問題が認められた場合、その内容によっては、監督官庁等より業務の制限または停止や課徴金納付命令等の処分・命令を受ける可能性があり、当企業グループの社会的な評判が低下する可能性もあります。

### <金融サービス事業に係るリスク>

#### ・証券関連事業に係るリスク

##### 1) 証券関連事業に影響を与える事業環境の変化による影響

株式の委託売買手数料は証券関連事業における主な収益源の一つであり、株式市場の取引高及び売買高等の動向に強い影響を受けます。株式市場の取引高及び売買高は企業収益、為替動向、金利、国際情勢、世界主要市場の変動、又は投資家の心理等の様々な要因の影響を受け、株価が下がると一般的には取引高が縮小する傾向があります。今後、株式市場が活況を続ける保証はなく、株価の下落とともに取引高が減少した場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、日本政府、特定の外国政府及び各金融商品取引所等は金融及び証券市場に係る制度改革を推し進めており、これら制度改革等の内容によっては当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 2) 信用リスク

国内株式の信用取引は証券関連事業における主な収益源の一つですが、同取引においては顧客への信用供与を行っており、顧客が信用取引で損失を被る、あるいは代用有価証券の担保価値が下落する等した場合に、顧客が預託する担保価値が十分でなくなる可能性があります。また、信用取引にかかる資金調達は主に証券金融会社からの借入により行っておりますが、証券市況の変化に伴い、これら借入のために証券金融会社に差入れた有価証券等の担保価値も変動するため、担保価値が下落した場合、追加の担保の差入れを求められることがあり、そのために必要な資金は独自に確保する必要があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当企業グループは、顧客から借入れた株式を他のブローカー・ディーラーに貸付ける場合があります。株式の時価が急激に変化し、株式の貸付先が決済不履行した場合、当企業グループは、損失を被る場合があります。株式市場における変動は、貸株取引を行っている当事者が決済不履行となるリスクをもたらす場合があります。また、当企業グループが貸株業務における顧客基盤を拡充することができず、株式の貸付先である他の証券会社と良好な関係を維持できない場合、当企業グループの評判、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、店頭外国為替証拠金取引は、定められた額の証拠金を担保として預託して行う取引であります。そのため、顧客は証拠金の額に比して多額の利益を得ることもありますが、逆に預託した証拠金以上の多額の損失を被ることがあります。外国為替市場の変動に伴い、預託されている証拠金を超える損失が発生した場合において、その総額又は発生件数によっては、無担保未収入金の増加により貸倒損失が発生する、あるいは貸倒引当金の追加計上が必要になる等、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 3) 為替変動及びカウンターパーティリスク

当企業グループは、顧客に対する当企業グループのポジションの為替変動等をヘッジするために行う店頭外国為替証拠金取引において、カウンターパーティリスクに直面する場合があります。当該カウンターパーティがシステム障害や業務又は財務状況の悪化等の不測の事態に陥った場合には、顧客に対するポジションのリスクヘッジが実行できないおそれがあり、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 4) 引受リスク

当企業グループは収益源の多様化を図るため、株式等の引受業務及び募集業務にも注力しておりますが、引受けた有価証券を販売することができない場合には引受リスクが発生します。有価証券の価格動向によっては、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、特に新規公開株式の引受業務において、当企業グループが主幹証券として引受業務を行う企業が、新規上場する過程又はその後に評価が低下するような事態が発生した場合には、当企業グループの評価が影響を受け、引受業務の推進に支障をきたす等、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 5) 私設取引システム（PTS）運営事業に係るリスク

当企業グループが提供する私設取引システム（「ジャパンネクストPTS」）は、複数の証券会社がシステム接続する本格的な取引所外電子取引市場です。しかしながら、システム障害、決済不能若しくは遅延、又は取引参加証券会社の破綻等の不測の事態により市場運営が困難になった場合には、投資家や取引参加証券会社等の当該私設取引システムに対する信頼性と安全性に対する信頼が損なわれ、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 6) 証券関連事業における競合について

株式等の委託売買業務を行う証券会社間の競争は激化しております。自由化の進展に伴う他業種からの新規参入、外資系企業の国内新規参入に加えて、大手証券会社のオンライン証券業務の強化等、より厳しい競争が予想されます。また、店頭外国為替証拠金取引事業においても、当事業を行う金融商品取引業者間の競争が激化しております。また、これら競争の激化に伴い、新たに顧客を獲得するために必要な1口座当たりの限界費用が増加することも考えられます。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、私設取引システム運営事業においては、当企業グループの私設取引システムを利用している投資家の利便性向上を図っております。しかし、他社の運営する私設取引システムと比較して優位性が失われた場合には取引が低迷し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 7) 証券関連事業における法的規制について

### 金融商品取引業登録等

当企業グループの一部の構成企業は金融商品取引業を営むため、金融商品取引法に基づく金融商品取引業の登録等を受けており、金融商品取引法、及び同法施行令等の関連法令の適用を受けております。また、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、及び札幌証券取引所の総合取引参加者等であるほか、金融商品取引法に基づき設置された業界団体である日本証券業協会及び(社)金融先物取引業協会の定める諸規則にも服しております。当企業グループ及びその役職員がこれら法令等に違反し、登録等の取消し、又は改善に必要な措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当企業グループの事業の遂行に支障をきたし、あるいは経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 自己資本規制比率

第一種金融商品取引業者には、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、自己資本規制比率の制度が設けられております。自己資本規制比率とは、固定化されていない自己資本の額の、保有する有価証券の価格変動その他の理由により発生し得るリスク相当額の合計に対する比率をいいます。当該金融商品取引業者は自己資本規制比率が120%を下回ることをしないようにしなければならず、金融庁長官は当該金融商品取引業者に対しその自己資本規制比率が120%を下回るときは、業務方法の変更等を命ずること、また100%を下回るときは3ヶ月以内の期間、業務の停止を命ずることができ、さらに業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ回復の見込みがないと認められるときは当該金融商品取引業者の登録を取り消すことができるとされております。また、当該金融商品取引業者は四半期ごとにこの自己資本規制比率を記載した書面を作成し、3ヶ月間全ての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならず、これに違反した場合には罰則が科されます。

### 顧客資産の分別管理及び投資者保護基金

金融商品取引業者は、顧客資産が適切かつ円滑に返還されるよう顧客から預託を受けた有価証券及び金銭につき、自己の固有財産と分別して管理することが義務付けられております。ただし、信用取引により買付けた株券等及び信用取引によって株券等を売付けた場合の代金については、このような分別管理の対象とはなっておりません。また、有価証券関連業を行う金融商品取引業者は投資者保護のために、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣が認可した投資者保護基金に加入することが義務付けられており、当企業グループは日本投資者保護基金に加入しております。投資者保護基金の原資は基金の会員である金融商品取引業者から徴収される負担金であり、日本投資者保護基金は、基金の会員金融商品取引業者が破綻した場合には投資家が破綻金融商品取引業者に預託した証券その他顧客の一定の債権について上限を顧客一人当たり10百万円として保護することとなっております。そのため、基金の積立額を超える支払いが必要な会員金融商品取引業者の破綻があった場合、当企業グループを含む他の会員金融商品取引業者は臨時拋出の負担を基金から求められる可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 金融商品販売法及び消費者契約法

金融商品の販売等に関する法律は、金融商品の販売等に際して顧客の保護を図るため、金融商品販売業者等の説明義務及びかかる説明義務を怠ったことにより顧客に生じた損害の賠償責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正を確保するための措置について定めております。

また、消費者契約法は、消費者契約における消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に着目し、一定の場合に消費者が契約の効力を否定することができる旨を規定しております。当企業グループでは、かかる法律への違反がないよう、内部管理体制を整備しております。これらの違反が発生した場合には損害賠償責任が生ずるとともに、顧客からの信頼が失墜する等、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 外国為替証拠金取引の証拠金倍率規制について

外国為替証拠金取引については、2010年8月1日より段階的に証拠金倍率を引き下げることが金融庁より公表され、2011年8月1日にさらに証拠金倍率が引き下げられました。今後さらに証拠金倍率が引き下げられる場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 8) 証券関連事業に影響を与えるシステムリスク

当企業グループはインターネットを主たる販売チャネルとしているため、オンライン取引システムの安定性を経営の最重要課題と認識しており、そのサービスレベルの維持向上に日々取り組んでおります。しかしながら、オンライン取引システムに関しては、ハードウェア及びソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピュータウィルス、並びにサイバーテロのほか、自然災害等によってもシステム障害が発生する可能性があります。当企業グ

ループでは、かかるシステム障害リスクに備え、365日24時間体制の監視機能、基幹システムの二重化、及び複数拠点におけるバックアップサイト構築等の対応を実施しておりますが、これらの対策にもかかわらず何らかの理由によりシステム障害が発生し、かかる障害への対応が遅れた場合、または適切な対応ができなかった場合には、障害によって生じた損害について賠償を請求され、当企業グループのシステム及びサポート体制に対する信頼が低下し、結果として相当数の顧客を失う等の影響を受ける可能性があります。また、口座数及び約件数の増加を見越して適時適切にシステムの開発及び増強を行ってまいりますが、口座数及び約件数が増加し、その開発及び増強に見合っていない場合、システムの開発及び増強に応じて減価償却費及びリース料等のシステム関連費用が増加するため、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 9) 証券関連事業における顧客情報のセキュリティについて

不正な証券取引注文、重要な顧客データの漏洩又は破壊が起こった場合は、賠償責任を負う場合があり、それが当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、個人情報の保護に関する法律への違反が発生した場合又は顧客データの漏洩若しくは破壊が発生した場合には、顧客からの信頼が失墜する等負の結果が生じ、それによって当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### ・その他の金融サービス事業に係るリスク

##### 1) その他の金融サービス事業における技術革新への対応について

当企業グループの事業は主にインターネットを利用してサービスを提供しているため、インターネットとその関連技術に精通し続けることが当企業グループの成長には不可欠であります。また、IT関連業界は技術革新が継続しており、新技術の登場により業界の技術標準又は顧客の利用環境が変化します。これら新技術への対応が遅れた場合、当企業グループの提供するサービスが陳腐化又は不適応化し、業界内での競争力低下を招く可能性があります。もし今後技術環境における変化への対応が遅れた場合は、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、重要な技術変革に対応するために新たな社内体制の構築及びシステム開発等の費用負担が発生する場合があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### 2) その他の金融サービス事業における競合について

インターネットを使った金融、保険、及びローン等の金融商品の比較並びに検索市場の運営については、初期の設備投資が比較的少額で済むこと及び人件費が比較的少額であること等から市場参入企業が増加しており、本事業の競争が激化しております。今後これらの分野において競合他社が増加することにより当企業グループのウェブサイト利用者は減少し、収益を押し下げた場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### 3) 銀行業に係るリスク

銀行業においては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、コンプライアンスリスク、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、外部委託にかかるリスク、イベントリスク、風評リスク、自己資本比率悪化リスク、事業戦略リスク、及び規制変更リスク等の広範なリスクへの対応が必要となります。態勢整備が不十分であった場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

当該事業は、債券、証券化・流動化商品、デリバティブ取引などの金融商品等への投資を行っております。また、預金・貸出金等の長短金利ギャップに伴う金利リスクを抱えております。そのため、リスク限度の設定、損失額についての損失限度の設定や、個別商品への投資上限の設定等を行い、厳格なリスク管理体制を整備しております。しかしながら、金融市場動向や景気動向等により、予想を超えて金利等の各種経済条件が大幅に変動した場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### 4) 保険業に係るリスク

保険業においては、保険引受リスク、市場関連リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、情報漏洩リスク、法務リスク、及び災害リスク等の広範なリスクへの対応が必要となります。そのためリスク管理態勢の改善を続けておりますが、態勢整備が不十分であった場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。また、当該事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

生命保険業においては、保険料設定時の想定を超えて、社会・経済情勢の変化により死亡率・罹患率が上昇した場合等に、追加で保険金・責任準備金等の費用負担が発生し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。なお、損害保険業においては、自動車保険の保有契約件数が順調に伸びているものの、会計上、保険料売上の計上と同時に未経過分の保険料を責任準備金として費用計上する必要があるため、契約件数が伸びているうちは費用が先行する傾向にあります。今後も医療保険や他社火災保険の取り扱い、及び事業費の圧縮等の収益性の向上に努めてまいりますが、費用を先行して計上すること等により、ソルベンシー・マージン比率の維持のための追加出資等が必要となり、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5) その他の金融サービス事業に影響を与える法的規制について

当該事業を行うためには、貸金業法、銀行法、保険業法、及び同各法の関係法令、並びに保険業法等における許認可又は届出が必要です。何らかの理由によりこれら必要とされる認可又は登録のいずれかが取消処分を受けた場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

6) その他の金融サービス事業に影響を与えるシステムリスク

当該事業はコンピュータシステムに依存する部分が多いため、地震や水害等の大規模広域災害、火災等の地域災害、コンピュータウイルス、電力供給の停止、通信障害、通信事業者に起因するサービスの中断、又は予測不可能なシステム障害により顧客へのサービスが遅延、中断又は停止する場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

7) その他の金融サービス事業における顧客情報のセキュリティについて

個人情報の保護に関する法律への違反や個人情報の漏洩事件等が発生した場合、顧客からの信用を失う可能性があり、法的な、あるいはその他のコストが発生する可能性があります。これらのコストはいずれも、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

8) 金融サービスのシステム開発・運用・保守等の事業に係るリスク

当該事業では、主に受託開発並びに運用及び保守業務等を行っておりますが、IT関連業界は技術革新が継続しており、新技術の登場により業界の技術標準又は顧客の利用環境が変化します。これら新技術への対応が遅れ、当企業グループの提供するサービスが陳腐化又は不適合化し、業界内での競争力低下を招く等により、これらの事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

<アセットマネジメント事業に係るリスク>

1) アセットマネジメント事業における事業環境の変化等による影響

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等が行う投資事業については、保有株式の売却によるキャピタルゲインや投資事業組合等管理収入が主な収益源であります。これらは政治、経済又は産業等の状況や、新規公開市場を含む株式市場全般の動向に大きく影響を受けます。当該事業においてはこれら当企業グループがコントロールできない外部要因によって業績が変動し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

2) 当企業グループが運営する投資事業組合等における外部投資家に係るリスク

ファンドの運用成績が不調の場合、既存又は新規の外部投資家からの新規資金調達が困難になる場合があります。また、既存の外部投資家が、流動性の低下、財務の健全性の低下、又は財務上困難な状況となる場合、当企業グループが既存の投資家からの出資約束金額を利用できなくなる場合があります。当企業グループのアセットマネジメント事業における新規ファンドの募集が困難となる場合は、当初予定していたとおりファンドを運用できなくなる可能性があり、その結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3) 投資リスク

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等からの投資先企業には、ベンチャー企業や事業再生中の企業が多く含まれます。これらの企業は、その将来見通しにおいて不確定要因を多く含み、今後発生し得る様々な要因により、これら投資先企業の業績が変動する可能性があります。かかる要因には、急激な技術革新の進行や業界標準の変動等による競争環境の変化、優秀な経営者や社員の維持及び確保、並びに財務基盤の脆弱性の他に、投資先企業からの未開示の重要情報等に関するものを含みますが、これらに限定されるわけではありません。

また、当企業グループが投資しているいくつかの事業は、本質的に投機的及びリスクのある業種において行われているものです。このような不確実性を伴う投資リスクは結果として損失となり、その結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

4) 為替リスク

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等が、外貨建ての投資を行う場合には為替変動リスクを伴います。投資資金回収の時期や金額が不確定であるため、為替レートの変動が当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 5) 海外投資リスク

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等が、海外での投資活動を行う場合には、現地において経済情勢の変化、政治的要因の変化、法制度の変更、又はテロ等による社会的混乱等が発生する可能性があります。こうしたカントリーリスクを極小化させたり、完全に回避することは困難であり、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

特に当企業グループのファンドは、中国及びその他のアジア諸国を含む新興市場の企業に対して投資を行っております。数多くの新興市場の国々は経済的にも政治的にも発展途上であり、確固たる基盤を持った証券市場を有していない場合があります。新興市場における企業への投資には高いリスクを伴う可能性があり、また投機的となる場合があります。

将来において、当企業グループのファンドが新興市場において期待されたとおりの運用成績を達成できなかった場合、当企業グループの事業、成長見通し、ファンドの募集、管理報酬等の収入、経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

## 6) アセットマネジメント事業における競争について

ベンチャー投資や企業再生型の投資事業は新規参入を含め競争が激しく、国内外の金融機関や事業会社等による多数のファンドが設定される状況下、当企業グループの競争力が将来にわたって維持できる保証はありません。また、画期的な新規サービスを展開する競合他社の出現や競合先同士の合併、連携その他の結果、当企業グループが企図する十分な規模のファンドの募集を実施できない、あるいは投資実行において十分な収益を獲得できる有望な投資先企業の発掘ができない可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 7) アセットマネジメント事業に影響を与える法的規制について

当企業グループが運営する投資事業組合等は、その運営において金融商品取引法、貸金業法、会社法、民法、投資事業有限責任組合契約に関する法律、及びその他国内外の法令の対象となっており、これらを遵守する必要があります。また、当企業グループ内には、投資信託委託会社として金融商品取引法に基づき投資運用業及び投資助言・代理業の登録を行っている会社があります。今後これら金融商品取引法及びその関連法令等に関し改正が行われた場合又は何らかの理由によりこれらの登録の取消処分を受けた場合には、当該事業の業務遂行に支障をきたすとともに当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 8) 海外における銀行業に係るリスク

海外における銀行業においても、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、コンプライアンスリスク、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、外部委託にかかるリスク、イベントリスク、風評リスク、自己資本比率悪化リスク、事業戦略リスク、及び規制変更リスク等の広範なリスクへの対応が必要となります。態勢整備が不十分であった場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。また、当該事業が予定していた事業計画を達成できず、投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。さらに、現地において自己資本比率規制等が適用されており、当該比率が悪化した場合、現地当局から様々な規制及び命令を受けることとなります。その場合、業務が制限されること等により、顧客に対して十分なサービスを提供することが困難となり、その結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、このような事態を避けるため、当企業グループからの追加出資等が必要となる可能性があり、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## < バイオ関連事業に係るリスク >

### 1) バイオ関連事業全般に係るリスク

当該事業において主に一般用医薬品の研究開発に注力しておりますが、当企業グループの研究開発努力が商業的に成功する製品の開発又は画期的な製造技術の開発につながる、あるいはこれらの研究プロジェクトが当初予定していたとおりの業績をもたらすという保証はありません。当企業グループのバイオテクノロジー製品は多くの場合、販売目的で市場に投入する前に臨床試験を実施する必要があります。この過程には費用及び時間がかかり、その結果は不確実なものです。研究開発及び臨床試験に莫大な時間と費用を費やしたにもかかわらず、開発途中の製品に対して商業販売の認可が下りなかった場合、又はバイオテクノロジー製品に関する製造物責任に関する賠償請求の対象になった場合は、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 2) 投資リスク

当該事業において、提携先等への出資を行っております。そのため、出資先が経営破綻した場合、または出資先株式の評価額が大きく下落した場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 3) 為替リスク

当該事業において、医薬品、サプリメントや化粧品の輸出入を行う場合には為替変動リスクを伴います。その場合、為替変動は購入価格や販売価格の設定に影響し、その結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 4) バイオ関連事業における競合について

医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの製薬企業や研究開発機関等により、激しい競争が繰り広げられており、その技術革新は急速に進行している状態にあります。これらの競合相手の中には、技術力、マーケティング力、財政状態等が当企業グループと比較して優位にある企業が多数あり、当該事業開発品と競合する医薬品について、有効性の高い製品を効率よく生産・販売する可能性があります。したがって、これら競合相手との開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果次第で、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 5) バイオ関連事業における法的規制について

医薬品業界は、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法等及び薬事行政指導、その他関係法令等により様々な規制を受けており、当該事業は薬事法をはじめとする現行の法的規制及び医療保険制度、それらに基づく医薬品の価格設定動向等を前提として事業計画を策定しています。しかしながら、当該事業において開発を進めている製品が現実に製品として上市されるまでの間、これらの規制や制度・価格設定動向等が変動しない保証はありません。もしこれらに大きな変動が発生した場合には、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 6) バイオ関連事業における顧客情報のセキュリティについて

個人情報保護に関する法律への違反や個人情報の漏洩事件等が発生した場合、顧客からの信用を失う可能性があります。法的な、あるいはその他のコストが発生する可能性があります。これらのコストはいずれも、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### < その他の事業に係るリスク >

#### 1) 投資用収益物件の開発と販売を行う事業における事業環境の変化等による影響

不動産物件の保有において、地価動向や賃貸借市場等の不動産市況全体の変動が、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、不動産業界に特有の権利関係、地盤地質、構造、若しくは環境等に関する欠陥又は瑕疵が取得後に発覚した場合、当該不動産の価値やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。さらに、火災、暴動、テロ、地震、噴火、及び津波等の不測の自然災害が発生した場合、当該不動産の価値やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

#### 2) 投資用収益物件の開発と販売を行う事業における規制について

投資用収益物件の開発と販売を行う事業においては、その売買若しくは賃貸の代理又は媒介等を行うための宅地建物取引業法に基づく免許を取得しているほか、総合不動産投資顧問業の登録を行っております。また、各種不動産事業の遂行においては、国土利用計画法、建築基準法、都市計画法、不動産特定共同事業法、借地借家法、建設業法、建築士法、労働安全衛生法、及び金融商品取引法等の法的規制等を受けることとなります。また、決済方法に関して、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、銀行法、及び資金決済に関する法律の法的規制等を受けることとなります。

これら法的規制に関連し、業務改善命令あるいは免許取消処分等を受けた場合には、当該事業の業務の遂行に支障をきたすとともに、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 「対処すべき課題」

当企業グループは、インターネットを通じた金融サービスを中核に据えた総合金融グループとしての事業構築を、日本国内において既に完成させ、アジア地域を中心とした成長著しい国々においては、投資事業の運用体制構築が概ね完了いたしました。

AI、IoT、ビッグデータ、ロボティクスのほか、FinTechの中核技術であるブロックチェーン等の分野での新技術開発が加速化しているなか、今後は引き続きこれらの新技術における有望な企業への投資や提携を積極的に進めると共に、当企業グループの各金融サービスでこれらの新技術を活用した新サービスの開発や新たな金融ビジネスの創造に向けた取り組みを強化し、競争力を高めて他社との差別化を図ってまいります。

また、海外における投資事業を一層強固なものへと発展させていくと共に、出資先の海外金融機関に対して、日本国内で培ったインターネット金融サービスの先進的ノウハウを提供することで、アジア地域を中心にグローバルに貢献できる総合金融グループを目指してまいります。

金融サービス事業に関しましては、日本の株式市場が不安定な状況下でもさらなる成長を実現するために、株式会社SBI証券において、引き続き投資信託や海外関連商品の拡充、FX取引の強化など収益源の多様化を進めると共に、新規公開(IPO)引受や公募・売出(PO)引受業務、金融機関向けのビジネス拡充などのホールセールビジネスの強化を進めてまいります。また、平成20年11月に開業しFX取引における流動性だけでなく利便性や競争力の高いマーケットインフラを、株式会社SBI証券や住信SBIネット銀行株式会社のほか平成24年5月に開業したSBI FXトレード株式会社に提供しているSBIリクイディティ・マーケット株式会社は、国内のみならず、香港や韓国における機関投資家・個人投資家に向けても取引環境の整備・流動性の向上に引き続き取り組むと共に、より低コストでかつ安心安全なFX取引環境の構築に注力してまいります。さらに、事業の持続的成長を志向し、株式市況のみに立脚しない収益構造の構築を目指して平成19年から平成20年にかけて開業し、新たな事業の柱として成長を続ける住信SBIネット銀行株式会社、SBI損害保険株式会社に加え、平成27年2月に株式を取得し子会社化したSBI生命保険株式会社が平成28年2月に新規の保険引受を再開したことで国内のインターネット金融生態系は完成いたしました。なお、個人向けの金融商品の中には、インターネットのみでは取り扱いが難しいものや対面での専門家による説明ニーズの高いものも存在いたします。そのため、「資産運用」「保険」「住宅ローン」分野を中心に顧客のあらゆるニーズにワンストップで対応する対面販売事業を運営するSBIマネープラザ株式会社が主体となって、当企業グループにおける対面型チャネルの拡大にも注力し、より一層グループ内企業との相乗効果の発揮に努めてまいります。このように、インターネットとリアル両側面からグループ内企業間でより一層の相乗効果を追求すると共に、今後は同業他社を含むグループ外企業との各種アライアンスを強化することで、より一層の成長を実現させ、完成したインターネット金融生態系をさらに拡大させることが重要な課題と考えております。

アセットマネジメント事業においては、アジア地域を中心とした潜在成長力の高い新興諸国での投資拡大及び運用体制の整備も重要な課題と認識しており、各国の経済状況を鑑みながら現地有力パートナーとの共同運営ファンド設立を推進すると共に、海外拠点網の拡大と整備を引き続き推進してまいります。プライベート・エクイティ投資においては、IT、バイオ、金融の3分野を主たる投資先と位置付けて、成長分野へと集中投資することにより、引き続き産業育成への貢献と高い運用成績の享受を目指してまいります。特に、平成27年12月に設立したFinTechファンド(FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合)等を通じ、世界的に革新的な新技術開発が進むFinTech分野への投資を積極化しており、ファンド出資者と投資先ベンチャー企業とのFinTechサービスのオープンイノベーションなどを支援することで出資者の収益力強化を図ると共に、投資先ベンチャー企業の企業価値向上を促進してまいります。さらに、金融分野においては、当企業グループのノウハウを提供することで企業価値向上の見込まれる海外金融機関への直接投資も推進してまいります。このような事業展開において、当企業グループは今後もグループ内外のリソースを積極的に活用し、早期に投資先の企業価値等を高めることでファンドのパフォーマンスを向上させ、当事業の一層の拡大を図ってまいります。

平成25年3月期より新たに主力事業分野に加えたバイオ関連事業においては、SBIファーマ株式会社が5-アミノレブリン酸(ALA)を用いた健康食品や化粧品を商品化し、国内ではSBIアラプロモ株式会社を通じて販売しております。また、ALAについては国内外の大学や研究機関等において様々な研究が進んでいるほか、国内において計40本(海外では計25本)の特許を有しているSBIファーマ株式会社や平成28年1月に子会社化したドイツのphotonamic GmbH & Co. KGなどを通じて、グローバルで医薬品の研究開発を積極的に進めております。平成25年9月には国内において悪性神経腫瘍の術中診断薬の販売を開始したほか、平成27年12月には初のALA含有機能性表示食品「アラプラス糖ダウン」の発売を開始するなど、今後も幅広い分野での利用が予想されるALAを通じて、消費者にとってより健康で豊かな生活に貢献できるよう研究開発を進めてまいります。また、SBIバイオテック株式会社は、各国の有力研究機関と連携し最先端のバイオテクノロジーを駆使して、新たな医療・医薬品の創造に尽力してまいります。

当企業グループを通じた課題として、急速に拡大した事業を支える優秀な人材の確保と社員の能力開発を通じて人的資源の継続的な向上を図ることがますます重要となっております。そのため、当企業グループの経営理念に共感する優秀な人材の採用活動のさらなる強化と共に、独自の企業文化を育み継承する人的資源の確保として新卒採用を継続して実施しております。平成18年4月から採用を進めてきました新卒採用者は、急速に拡大する当企業グループの未来を担う幹部候補生として、既に各々重要なポジションで活躍をしております。今後もより優秀かつグローバルな人材の確保と、社員のキャリア開発を促進し、当企業グループの永続的成長と発展を図ってまいります。

**第3【参照書類を縦覧に供している場所】**

S B Iホールディングス株式会社本店 (東京都港区六本木一丁目6番1号)  
株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

##### (1) 当該会社の名称及び住所

野村アセットマネジメント株式会社  
東京都中央区日本橋一丁目12番1号

##### (2) 理由

野村アセットマネジメント株式会社は、受益証券の発行会社であり、本社債は、前記「第一部 証券情報 第2 売  
出要項 2 売出しの条件 <本社債のその他の主な要項> (5) 償還及び買入れ」記載の条件に従い、算定代理人  
が算定するところにより、ある評価日(最終評価日を除く。)における受益証券の終値が早期償還判定価格以上にな  
った場合、元本金額で早期償還され、また、前記「第一部 証券情報 第2 売出要項 2 売出しの条件 <本社  
債のその他の主な要項> (5) 償還及び買入れ」記載の条件に従い、算定代理人が算定するところにより、最終評価  
日における受益証券の終値が転換価格未満になった場合、受益証券口数の交付により満期償還される。従って、NEXT  
FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信の情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと考  
えられる。但し、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該投資信託の情報に関し  
ていかなる調査も行っておらず、その正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した  
情報は公開の情報より抜粋したものである。

##### (3) 受益証券についての詳細

種類	証券投資信託の受益権
受益権残存口数	33,740,000口(平成28年11月20日現在)
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所

#### 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

##### (1) 受益証券に関して当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

第4期

(自 平成27年5月21日  
至 平成28年5月20日) 平成28年8月17日 関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

第5期

(自 平成28年5月21日  
至 平成28年11月20日) 平成29年2月15日 関東財務局長に提出

臨時報告書

該当事項なし。

訂正報告書

該当事項なし。

##### (2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第3【指数等の情報】

該当事項なし。